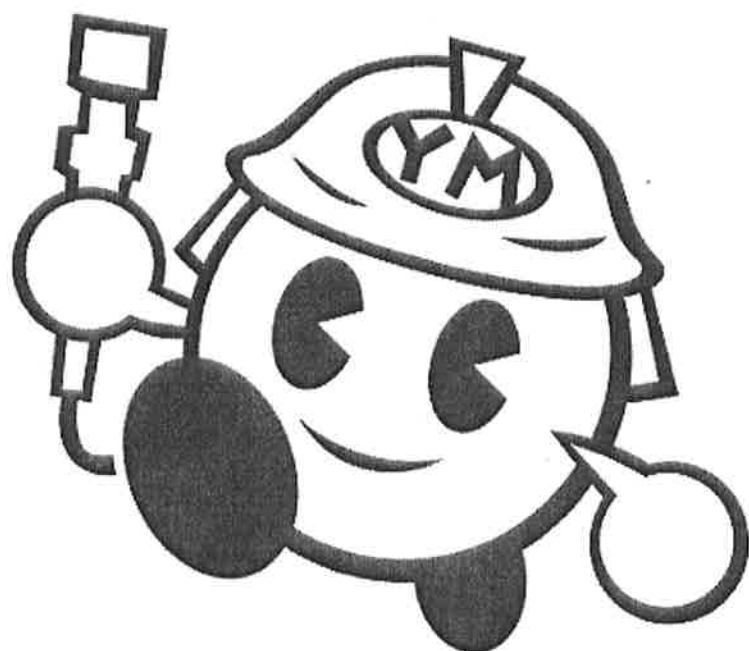


吉川松伏消防組合  
消防計画書



吉川松伏消防組合

# 目 次

第1章 総則	P 1
第1節 目的	P 1
第2節 計画の大綱	P 1
第3節 計画の内容	P 1
第4節 地域防災計画及び水防計画との関連	P 1
第5節 計画の修正	P 2
第2章 組織計画	P 3
第1節 組織	P 4
第2節 事務分掌及び受持区域	P 5
第3節 災害時の部隊編成	P 1 2
第3章 消防力等の整備計画	P 1 4
第1節 消防力等の現況	P 1 4
第2節 消防力等の充実強化	P 1 4
第3節 消防力等の更新	P 1 4
第4節 消防力等の整備点検	P 1 5
第4章 調査計画	P 1 7
第1節 消防地理調査	P 1 7
第2節 消防水利調査	P 1 7
第3節 災害危険区域の調査	P 1 7
第5章 教育訓練計画	P 1 8
第1節 研修及び教育	P 1 8
第2節 訓練	P 1 9
第6章 災害予防計画	P 2 3
第1節 火災予防指導	P 2 3
第2節 予防査察	P 2 3
第3節 風水害等の予防指導	P 2 4
第4節 地震災害の予防指導	P 2 5
第5節 広報活動	P 2 5
第7章 警報発令伝達計画	P 2 6
第1節 火災警報	P 2 6
第2節 その他の警報の伝達及び周知	P 2 7
第8章 情報計画	P 2 8
第1節 情報収集	P 2 8
第2節 情報報告及び連絡	P 2 8
第3節 情報広報	P 2 9
第4節 情報記録	P 3 0
第9章 火災警防計画	P 3 1

第1節	消防職員及び消防団員の招集	P 3 1
第2節	出動	P 3 1
第3節	警戒	P 3 2
第4節	通信	P 3 3
第5節	火災防ぎよ	P 3 4
第10章	風水害等警防計画	P 3 7
第1節	消防職団員の招集及び態勢	P 3 7
第2節	災害危険箇所の調査	P 3 7
第3節	警防対策	P 3 7
第4節	災害活動	P 3 8
第11章	避難計画	P 3 9
第1節	避難のための勧告及び指示	P 3 9
第2節	勧告及び指示の伝達	P 3 9
第3節	避難場所及び避難経路の選定	P 4 0
第4節	避難経路の安全確保	P 4 1
第5節	避難場所の警戒	P 4 1
第12章	救急救助計画	P 4 2
第1節	非常招集	P 4 2
第2節	出動	P 4 2
第3節	通信統制	P 4 2
第4節	救助体制	P 4 2
第5節	医療機関等との協力体制	P 4 3
第13章	地震災害対策計画	P 4 4
第1節	予防対策	P 4 4
第2節	警防活動対策	P 4 4
第3節	火災防ぎよ対策	P 4 6
第14章	国民保護計画	P 4 7
第1節	市町村国民保護計画が対象とする事態	P 4 7
第2節	武力攻撃事態等における本組合の責務	P 4 7
第3節	非常招集	P 4 8
第4節	出動	P 4 8
第5節	通信統制	P 4 9
第6節	関係機関との連携	P 4 9
第15章	応援協力計画	P 5 0
第1節	消防相互応援	P 5 0
第2節	関係機関との応援協力	P 5 1
第3節	応援の方法等	P 5 1

別表 1	火災警報の発令系統図	・ ・ ・ ・ ・	P 5 4
別表 2	非常招集区分	・ ・ ・ ・ ・	P 5 5
別表 3	消防庁指定 緊急消防援助隊進出拠点 (6 拠点)	・ ・ ・ ・	P 5 6
別表 3	埼玉県指定 緊急消防援助隊進出拠点 (59 拠点)	・ ・ ・	P 5 7
別表 4	野営可能場所一覧表	・ ・ ・ ・ ・	P 6 0
別表 5	関係機関連絡先一覧表 (受援関係)	・ ・ ・ ・ ・	P 6 6
別表 6	緊急消防援助隊応援要請系統図	・ ・ ・ ・ ・	P 8 1

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目的

この計画は、吉川松伏消防組合（以下「本組合」という。）が吉川市及び松伏町の管内に発生した各種の災害等の消防事象に即応し、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に定める任務及び消防の責務を十分に果たすため、組織及び施設の整備拡充を図るとともに消防活動の万全を期することを目的とする。

## 第 2 節 計画の大綱

この計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関すること。
- 2 防災のための調査に関すること。
- 3 防災教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 6 地震対策に関すること。
- 7 その他災害対策に関すること。

## 第 3 節 計画の内容

この計画の内容は、次のとおりとする。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 総則        | 9 火災警防計画    |
| 2 組織計画      | 10 風水害等警防計画 |
| 3 消防力等の整備計画 | 11 避難計画     |
| 4 調査計画      | 12 救助救急計画   |
| 5 教育訓練計画    | 13 地震災害対策計画 |
| 6 災害予防計画    | 14 国民保護計画   |
| 7 警報発令伝達計画  | 15 応援協力計画   |
| 8 情報計画      |             |

## 第 4 節 地域防災計画及び水防計画との関連

この計画は、吉川市地域防災計画及び松伏町地域防災計画と整合性を有し、その複合する部分については、密接な関連を保ち、災害の発生態様に応じてそれぞれの地域防災計画に基づく防災対策活動に円滑に移行できるもので一体性を有するものである。

また、春日部市、松伏町、吉川市及び三郷市で構成する江戸川水防事務組合の水防計画との関連についても、本組合区域内における消防職団員の水防に関する活動等十分に調整されたものでなければならず、地域防災計画と同様に合理的に運用されるものである。

## 第5節 計画の修正

この計画の内容については、毎年検討を加え、必要があるときはその都度これを修正するものとする。

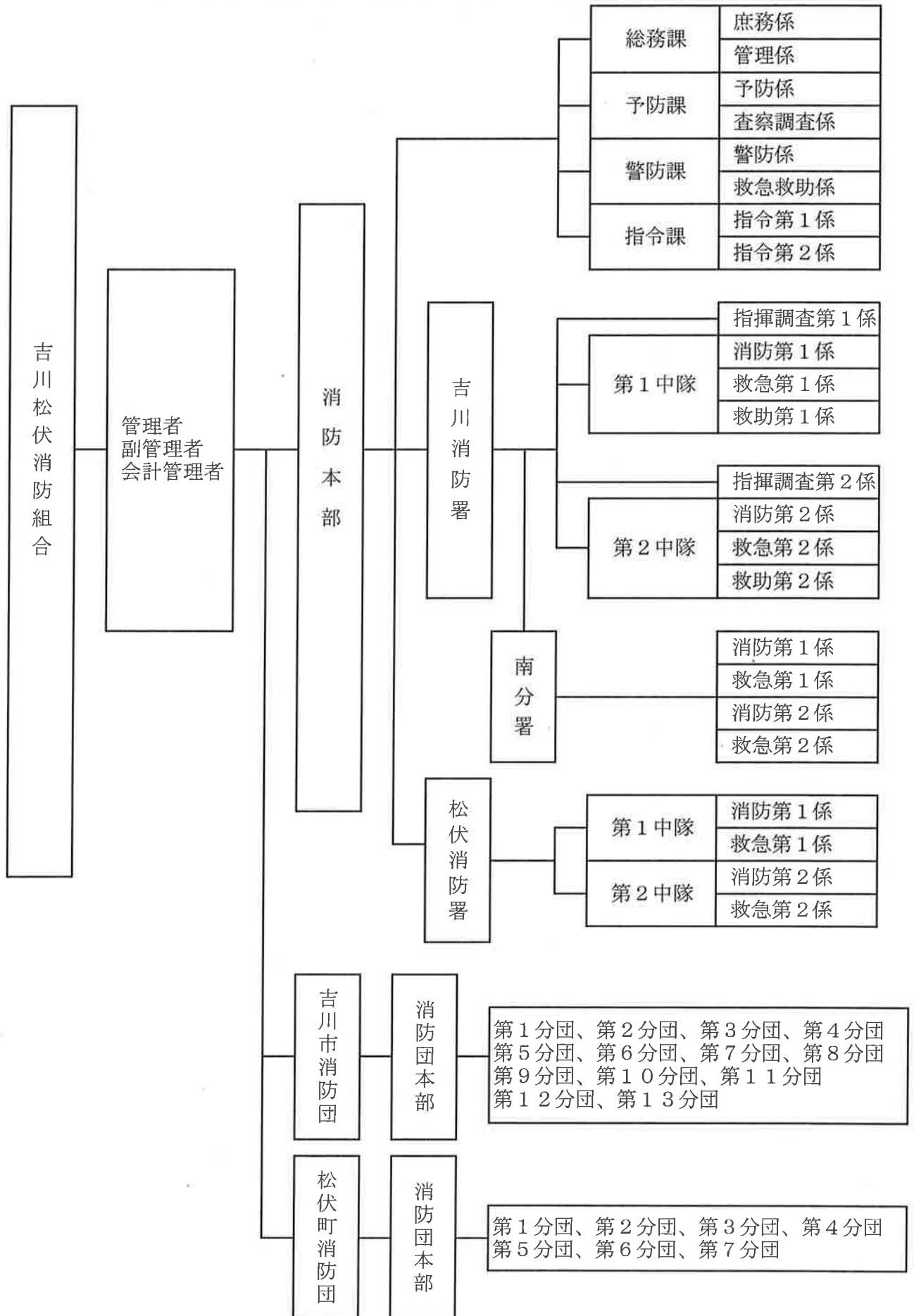
## 第 2 章 組織計画

組織計画は、本組合及び消防団が水火災又は地震等の災害事象を警戒し、防除し及びこれらの災害による災害を軽減するために、消防機関の事務機構と部隊編成について、通常災害時と非常災害時に区分して定めるものとする。

非常災害時とは、週休者等を招集又は各応援協定（隣接市町消防相互応援協定の普通応援を除く）による消防機関に応援を求めなければならないような災害発生の場合を非常災害時とし、通常災害時とは非常災害時以外とする。

第1節 組織

本組合及び消防団の組織は次のとおりとする。





第2節 事務分掌及び受持区域

第1 通常災害時

1 消防本部の事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会の招集及び議案に関する事。</li> <li>2 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。</li> <li>3 公印の管理及び文書事務に関する事。</li> <li>4 公告式に関する事。</li> <li>5 情報公開、個人情報保護制度の統括に関する事。</li> <li>6 議会及び行政委員会の事務に関する事。</li> <li>7 職員の人事及び給与に関する事。</li> <li>8 消防組織及び定数管理に関する事。</li> <li>9 職員の研修に関する事。</li> <li>10 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。</li> <li>11 被服等の貸与に関する事。</li> <li>12 職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>13 職員共済及び職員退職手当に関する事。</li> <li>14 表彰に関する事。</li> <li>15 消防長会に関する事。</li> <li>16 他の所属に属さない事。</li> <li>17 課の庶務に関する事。</li> </ol>
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防行政施策の総括に関する事。</li> <li>2 消防計画の策定及び進行管理に関する事。</li> <li>3 消防施設の整備計画に関する事。</li> <li>4 財政計画及び財務統計に関する事。</li> <li>5 予算の編成及び執行管理に関する事。</li> <li>6 予算の流用及び予備費の充当に関する事。</li> <li>7 基金に関する事。</li> <li>8 補助金、起債及び一時借入金に関する事。</li> <li>9 会計事務に関する事。</li> <li>10 公有財産に関する事。</li> <li>11 庁舎、庁用機械器具及び備品等の維持管理に関する事。</li> <li>12 入札及び契約事務に関する事。</li> <li>13 消防広報の総括に関する事。</li> <li>14 消防委員会に関する事。</li> </ol>
予防課	予防係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災予防の企画及び指導に関する事。</li> <li>2 防火対象物の検査及び指導に関する事。</li> <li>3 消防用設備等の検査及び指導に関する事。</li> <li>4 建築確認等の同意に関する事。</li> <li>5 開発行為に伴う指導に関する事。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 住民の防火意識の高揚に関する事。</li> <li>7 危険物製造所等の許可に関する事。</li> <li>8 危険物製造所等の検査及び指導に関する事。</li> <li>9 少量危険物及び指定可燃物の規制に関する事。</li> <li>10 危険物取扱者に関する事。</li> <li>11 火薬類取締法に基づく事務に関する事。</li> <li>12 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に関する事。</li> <li>13 高圧ガス保安法に基づく事務に関する事。</li> <li>14 消防法第9条の3に規定する圧縮アセチレンガス等の届出に関する事。</li> <li>15 危険物防火安全協会等の指導育成に関する事。</li> <li>16 その他危険物等の安全管理に関する事。</li> <li>17 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	査察調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予防査察の企画及び指導に関する事。</li> <li>2 消防対象物の査察に関する事。</li> <li>3 危険物製造所等の査察に関する事。</li> <li>4 違反消防対象物の改善指導に関する事。</li> <li>5 火災調査の統括に関する事。</li> <li>6 火災統計に関する事。</li> <li>7 罹災証明等に関する事。</li> <li>8 防火及び防災管理に関する事。</li> <li>9 消防署の予防事務の指導に関する事。</li> </ul>
警防課	警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警防計画に関する事。</li> <li>2 警防本部の運営に関する事。</li> <li>3 消防相互応援及び広域応援に関する事。</li> <li>4 演習訓練の企画、立案に関する事。</li> <li>5 消防機械器具の整備及び管理に関する事。</li> <li>6 高圧ガス製造施設の保安・管理に関する事。</li> <li>7 消防車両の安全運転管理に関する事。</li> <li>8 消防地水利に関する事。</li> <li>9 消防情報及び消防統計に関する事。</li> <li>10 消防団及び消防協会の事務に関する事。</li> <li>11 緊急消防援助隊に関する事。</li> <li>12 潜水救助隊に関する事。</li> </ul>
	救急救助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救急救助計画に関する事。</li> <li>2 応急手当の普及啓発に関する事。</li> <li>3 患者等搬送事業者の指導に関する事。</li> <li>4 救急医療等の関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 メディカルコントロールに関する事。</li> <li>6 救急の事後検証に関する事。</li> </ul>

		7 救急救助事故の報告及び統計に関すること。 8 救急救助業務の企画及び指導に関すること。 9 救急業務の高度化に関すること。
指令課	指令第1係 指令第2係	1 各種災害通報の受信及び出場指令に関すること。 2 各種災害概況の把握及び伝達に関すること。 3 非常招集に関すること。 4 消防通信の運用及び統制に関すること。 5 通信指令施設の維持及び管理に関すること。 6 気象情報の収集及び伝達に関すること。 7 消防防災情報及び救急医療情報の収集及び伝達に関すること。 8 火災警報の発令に関すること。 9 口答指導に関すること。 10 課の庶務に関すること。

## 2 消防署の事務分掌

署	係	事務分掌
吉川消防署	指揮調査第1係	1 指揮活動に関すること。 2 消防訓練の指導に関すること。 3 消防署の火災調査に関すること。 4 火災予防査察及び防火指導に関すること。
	指揮調査第2係	5 災害活動技術の研究及び計画の総括に関すること。 6 署警防計画の総括に関すること。 7 各署との連携及び調整に関すること。
	消防第1係	1 警防活動に関すること。 2 地理及び水利等の警防調査に関すること。 3 訓練及び消防演習の実施に関すること。 4 消防機械器具の運用及び維持管理に関すること。 5 消防訓練の指導に関すること。
	消防第2係	6 消防署の火災調査に関すること。 7 火災予防査察及び防火指導に関すること。 8 火災予防条例第45条に基づく届出の受理に関すること。 9 公印の管理に関すること。 10 文書等の收受、発送及び保存に関すること。 11 消防署の庶務に関すること。
	救助第1係	1 救助活動に関すること。 2 救助訓練及び救助対策に関すること。
	救助第2係	3 救助機械器具の運用及び維持管理に関すること。

	救急第 1係	1 救急活動に関する事 2 救急訓練の実施に関する事 3 応急手当の普及啓発活動の実施及び救急指導に関する事
	救急第 2係	4 救急機械器具の運用及び維持管理に関する事
		1 水火災の警戒及び防ぎよに関する事 2 風水害、地震等の応急対策活動に関する事 3 消防署における火災予防に関する事 4 指令業務の補助に関する事 5 消防署への駆け込み及び来客に関する事
吉川消防署南分署	消防第 1係	1 警防活動に関する事 2 地理及び水利等の警防調査に関する事 3 訓練及び消防演習の実施に関する事 4 消防機械器具の運用及び維持管理に関する事 5 消防訓練の指導に関する事 6 消防署の火災調査に関する事
	消防第 2係	7 火災予防査察及び防火指導に関する事 8 火災予防条例第 45 条に基づく届出の受理に関する事 9 公印の管理に関する事 10 文書等の收受、発送及び保存に関する事 11 消防署の庶務に関する事
	救急第 1係	1 救急活動に関する事 2 救急訓練の実施に関する事 3 応急手当の普及啓発活動の実施及び救急指導に関する事
	救急第 2係	4 救急機械器具の運用及び維持管理に関する事
		1 水火災の警戒及び防ぎよに関する事 2 風水害、地震等の応急対策活動に関する事 3 消防署における火災予防に関する事 4 南分署への駆け込み及び来客に関する事
松伏消防署	消防第 1係	1 警防活動に関する事 2 地理及び水利等の警防調査に関する事 3 訓練及び消防演習の実施に関する事
	消防第 2係	4 消防機械器具の運用及び維持管理に関する事 5 消防訓練の指導に関する事 6 消防署の火災調査に関する事 7 火災予防査察及び防火指導に関する事 8 火災予防条例第 45 条に基づく届出の受理に関する事 9 公印の管理に関する事

		10 文書等の收受、発送及び保存に関すること。 11 消防署の庶務に関すること。
救急第 1係	1 救急活動に関すること。 2 救急訓練の実施に関すること。 3 応急手当の普及啓発活動の実施及び救急指導に関すること。	
救急第 2係	4 救急機械器具の運用及び維持管理に関すること。	
	1 水火災の警戒及び防ぎよに関すること。 2 風水害、地震等の応急対策活動に関すること。 3 消防署における火災予防に関すること。 4 消防署への駆け込み及び来客に関すること。	

### 3 消防署の受持区域

名 称	管 轄 区 域
吉川消防署	吉川市（大字上内川、大字拾壺軒及び旭を除く。）の区域
松伏消防署	松伏町及び吉川市のうち、吉川消防署の管轄区域以外の区域

### 4 消防団の受持区域

団	分 団	管 轄 区 域
吉川市消防団	第1分団	大字上内川、旭の一部
	第2分団	大字下内川、大字八子新田、大字鍋小路
	第3分団	大字南広島、大字拾壺軒、旭の一部
	第4分団	大字川藤、吉川二丁目の一部
	第5分団	大字須賀、大字川野の一部、大字川富の一部、大字関、大字吉川、吉川一丁目、吉川二丁目の一部、吉川団地、きよみ野一丁目、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目
	第6分団	大字平沼、平沼一丁目、栄町の一部、新栄一丁目、新栄二丁目
	第7分団	大字保、保一丁目、大字木売、木売一丁目、木売二丁目、木売三丁目、大字高富の一部、高富一丁目、高富二丁目、中川台、栄町の一部
	第8分団	大字高久の一部、高久一丁目、高久二丁目、大字中曽根の一部、中曽根一丁目、中曽根二丁目、大字道庭の一部、道庭一丁目、道庭二丁目、
	第9分団	大字高富の一部、大字高久の一部、大字中曽根の一部、大字道庭の一部、中野、大字木売新田、大字富新田、大字中島の一部
	第10分団	大字上笹塚、上笹塚一丁目、上笹塚二丁目、上笹塚三丁目 大字会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、大字関新田、

		関新田一丁目、関新田二丁目、大字平方新田、大字深井新田、大字川野の一部、大字川富の一部
	第11分団	大字中井、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、大字小松川、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目
	第12分団	大字土場、大字飯島、大字半割、大字加藤、大字吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、大字鹿見塚
	第13分団	大字三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目
松伏消防団	第1分団	大字松伏の一部、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目
	第2分団	大字松伏の一部、ゆめみ野一丁目、ゆめみ野二丁目、ゆめみ野三丁目、ゆめみ野四丁目、ゆめみ野五丁目、ゆめみ野六丁目、ゆめみ野東一丁目、ゆめみ野東二丁目、ゆめみ野東三丁目、ゆめみ野東四丁目
	第3分団	大字松伏の一部、松葉一丁目、松葉二丁目、大字田島、田島東
	第4分団	大字上赤岩、大字下赤岩
	第5分団	大字大川戸
	第6分団	大字金杉、大字魚沼
	第7分団	大字築比地

第2 非常災害時  
事務分掌

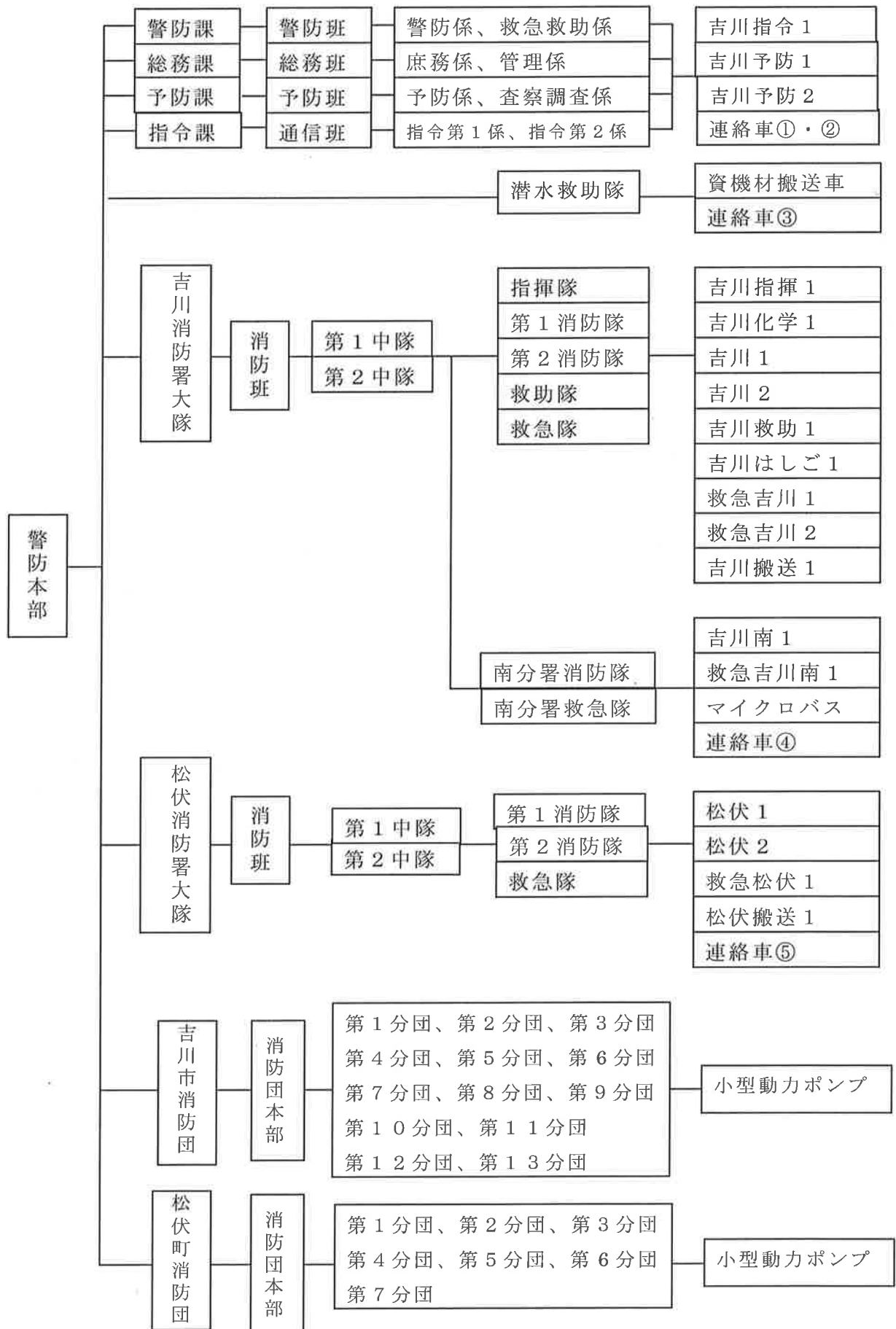
本部長	班名、班長及び班員	事務分掌
消防長	班名 統括班 班長 次長（次長を置かないときは警防課長） 班員 消防本部の各課長	1 警防本部運営の統括に関する事。 2 災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 災害情報の総合分析判断に関する事。 4 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関する事。
	班名 警防班 班長 警防課長補佐 班員 警防係 救急救助係	1 警防部隊及び消防団の運用に関する事。 2 警防部隊の活動支援に関する事。 3 他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関する事。 4 作戦会議の運営及び庶務に関する事。

班名 班長 班員	総務班 総務課長補佐 庶務係 管理係	1 消防職員の参集状況の把握に関する こと。 2 報道対応及び情報提供に関する こと。 3 消防職員の労務管理に関する こと。
班名 班長 班員	予防班 予防課長補佐 予防係 査察調査係	1 災害状況及び災害活動の調査及び 記録に関すること。 2 警防本部各班に対する情報提供に 関すること。 3 危険物施設等の安全措置に関す ること。
班名 班長 班員	通信班 指令課長補佐 指令第1係 指令第2係	1 消防通信の運用に関する こと。 2 出動指令に関する こと。 3 災害状況等の情報収集に関す ること。
班名 班長 班員	消防班 当直司令 指揮調査第1係 指揮調査第2係 消防第1係 消防第2係 救急第1係 救急第2係 救助第1係 救助第2係	1 増強部隊の編成に関する こと。 2 現地における被害の状況及びその 対応状況の把握 3 現場での参集職員の招集記録に関 すること。 4 関係機関の現地派遣職員との調整。 5 現場指揮に関する こと。 6 災害の警戒、防ぎよ、鎮圧及び予 防に関する こと。 7 救急救助活動に関する こと。 8 現場広報に関する こと。 9 災害の警戒及び防ぎよ並びに警 戒区域の設定に関する こと。 10 避難者の誘導に関する こと。





第2 非常災害時



## 第3章 消防力等の整備計画

消防力等の整備計画は、消防情勢及び消防力の現況を適確に把握するとともに、吉川市及び松伏町（以下、「構成市町」という。）の将来計画を基本とし、国の定める消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防需要に適応した人員並びに施設、資機材を逐年整備して消防力の増強を図り、これらの消防施設等を良好な状態に維持管理するために必要な事項について定める。

### 第1節 消防力等の現況

人員、施設及び資機材等の消防力等の現況は、毎年度に発刊する消防年報にまとめ把握するものとする。

### 第2節 消防力等の充実強化

人員、施設及び資機材の充実強化については、消防を取り巻く社会情勢の変化に対応できるよう充実強化を図るものとする。

### 第3節 消防力等の更新

#### 第1 施設

##### 1 車両

車両更新の目安を次の表のとおりとする。

車 両 名	時 期
消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、救助工作車	購入後17年
化学消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車	購入後20年
救急自動車	購入後10年又は走行距離15万km
その他の車両	購入後15年又は走行距離15万km

上記を更新目安とするが、更新に当たっては、社会情勢、署所の規模や機能の変化、新たな消防車両の開発状況等により、当該更新車両をより高次の装備に変更することも検討する。

##### 2 通信施設

災害発生情報及び各種警報の伝達、出動警防部隊への指令、警防部隊相互の連絡並びに現場における情報の収集等消防活動の迅速かつ的確を期するため、通信網、気象情報収集装置の充実強化を図る。

なお、現在、本組合の消防救急無線設備は、基地局無線設備及び陸上移動局無線機が配備されているが、平成28年5月末日までに、消防救急無線設備をデジタル化へ移行する。

また、通信指令システムについては、老朽化と消防救急無線設備のデジタル化への移行に対応するため、消防救急無線設備と併せて計画的に更新していく。

#### 第2 資機材

各署所や各消防車両に配備する消防資機材については、その更新時や新規購入時に、規格の統一や小型軽量化を図っていく。

また、消防資機材は、新たな社会需要に対応するために日々技術革新が進んでおり、単に現有の資機材を更新するだけでなく、その更新の機会を捉えて新たな資機材の整備や現有資機材以上に充実した

資機材の更新を考慮していくものとする。

#### 第4節 消防力等の整備点検

消防本部、消防署の施設及び資機材等の維持管理について所属長は、常に保全に努め修理及び補修等の必要性が生じた場合には、速やかに適切な措置を講ずるとともに保全事項について検査し必要な措置を行う。

##### 第1 施設の整備点検

施設を常に良好な状態に維持管理するため、次のとおり点検及び整備を行う。

###### 1 庁舎

(1) 庁舎等の管理、点検及び整備については、吉川松伏組合財産規則（平成14年規則第3号）及び吉川松伏消防組合庁舎管理規則（平成21年規則第3号。以下「庁舎管理規則」という。）に基づき維持管理並びに災害防止に努め、消防業務が円滑かつ適正に執行できるよう努める。

(2) 庁舎管理者は自己の責任において、常に施設の保全に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは応急処置を施すとともに所定の手続きにより施設の保全に努める。

###### 2 消防団器具置場

各分団長は、消防団器具置場の清掃及び管理に努め、修理及び補修の必要性が生じたときは、本組合の警防課に連絡し消防団器具置場の保全に努めるものとする。

##### 第2 人員の点検

###### 1 定期点検

定期点検は、通常点検及び特別点検とし、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に基づき行う。

###### 2 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

###### 3 点検者

(1) 通常点検は、消防長又は消防署長が点検者となり行う。

(2) 特別点検は、管理者又は消防長が点検者となり行う。

##### 第3 車両及び資機材等の点検

###### 1 車両点検

車両点検は、原則として8時30分と17時00分に行い、各操作部分の作動状況及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条に定める点検を行う。

###### 2 定期点検

定期点検は、次の表のとおりとする。

区分	実施時期	内 容
月例点検	毎月1回	車両の下周りや外観部分の整備点検を行う。 ポンプの吸放水装置その他操作に必要な箇所の整備点検及び積載品の確認、点検を行う。
法令点検	3ヶ月点検 12ヶ月点検	道路運送車両法第48条に基づく整備点検を行う。
	自動車検査	道路運送車両法第58条に基づく整備点検を行う。

### 3 現場点検

現場点検は、災害現場及び通常の業務が終了したとき、車両ごとにその長が点検者となり行う。

## 第4 消防団の点検

1 通常点検は、各消防団毎の点検計画により、毎月1回以上実施するものとする。

点検種目は、機械器具、車両操縦訓練及び操法訓練とし、分団長が点検者となる。

2 特別点検は、各消防団毎の点検計画により、毎年1回実施するものとする。

点検種目は、人員、姿勢及び服装、機械器具、訓練礼式とし、市長、町長が点検者となる。

3 災害後等の点検は、同節第2の2現場点検に準じて実施するものとする。

## 第4章 調査計画

調査計画は、災害を警戒し、火災、風水害などの災害が発生した場合にこれを鎮圧し、並びに被害を最小限にとどめるため、消防対象物その他消防情勢を把握し、発災時に適切な防ぎょ活動が行われ、消防活動の安全の確保を図り、消防機能を最高度に発揮できるよう必要な消防対象物等の調査を実施するものとする。

### 第1節 消防地理調査

消防地理調査は、この調査計画によるほか、吉川松伏消防組合警防規程（平成20年吉川松伏消防組合消防本部訓令第9号。以下「警防規程」という。）第20条及び吉川松伏消防組合消防地水利規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第1号、以下「地水利規程」という。）第16条による。

#### 第1 消防団員が行う調査

消防団員が行う調査は、消防団長が必要と認めたとき消防長と協議して実施するよう調整するものとする。

#### 第2 消防署長は、職員の消防地理調査報告に基づき、消防活動上必要な対策を立てなければならない。

### 第2節 消防水利調査

消防水利調査は、警防規程第20条及び地水利規程第16条による。

### 第3節 災害危険区域の調査

#### 第1 災害危険区域の調査は、木造建築物密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス及びR I（放射性同位元素）施設等の災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所、高層建築物又は大規模建築物等の特殊建物について調査する。

調査の結果に基づき、災害種別ごとに災害危険区域等の指定を行い、指定した後の事情の変化については、必要に応じて調査を行う。

#### 第2 被害想定図の作成

- 1 水害等の危険個所の実態及び過去の水害等の事例等を参考として、水害等による被害の及ぼす状況を災害の種別に作成図示し、警防部隊の活動の資料とする。
- 2 水害による被害想定図は、構成市町の地域防災計画に位置付けされたものを基準とするほか、消防活動上の立場からこれを綿密に検討して、消防上の所要事項を記入し作成する。

## 第5章 教育訓練計画

近年の社会環境の変化や急速な技術革新により、災害発生要因が複雑多様化し、人命危険が増大している。消防職員には、社会情勢の推移に対応できる課題設定能力、自己判断能力及び能動的な意識が強く要求されている。このような行政需要に応えるため、消防職員にあつては、吉川松伏消防組合職員研修規程（平成14年吉川松伏消防組合消本訓令第1号。）に基づき、組織的かつ計画的な教育訓練による能力開発を行い、消防団員については、災害対応の技術技能等について、訓練計画により実施する。

### 第1節 研修及び教育

消防職員に対して消防の使命と消防の責務を正しく認識させるとともに、消防人としての知識、学術、技能の習得、体力の練成及び向上を図り、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

#### 第1 消防職員研修

##### 1 学校研修

学校研修とは、消防大学校及び消防学校における教育訓練をいう。

- (1) 消防大学校研修は、総合教育、専科教育及び実務講習の各学科等に職員を入校させて行う研修をいう。
- (2) 消防学校研修は、初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育の各学科等に職員を入校させて行う研修をいう。

##### 2 本部研修

本部研修とは、各所属の職員に対して、消防行政の推移に適応させるために行う集団的教育訓練及び外来講師等を招へいし行う講演会及び実務研修会等をいう。

##### 3 所属研修

所属研修とは、職務能力及び職員としての資質の向上を図るために行う教養及び職務に係る知識、技術についての教育訓練をいう。

##### 4 派遣研修

派遣研修とは、職員に専門的知識及び高度な技術を習得させるために他の地方公共団体、その他の団体又は教育機関等に派遣して行う研修をいう。

##### 5 資格取得研修

資格取得研修とは、消防業務の遂行に必要な資格取得及び技術の取得のために養成機関等で行う研修をいう。

##### 6 その他の研修

その他の研修とは、外部で行われる講義、講演及び研究会等に課長及び署長が職員を出席又は参画させて行う研修をいう。

#### 第2 安全管理事項の徹底に関する教育

消防業務の特殊性から消防活動は多くの危険性を伴うので、その安全管理は極めて重要な事項であるので、吉川松伏消防組合安全管理規程（平成11年吉川松伏消防組合消防本部訓令第5号）により安全管理に関する事項を徹底して、消防活動の効果的な推進を期するための教育を実施する。

## 第2節 訓練

災害の様相は多種多様であり、防ぎよ活動は困難性ととともに多くの危険性をかかえている。

消防活動を効果的に実施するためには、日常の訓練が肝要であり、危害の予防に留意し、繰り返し高度の訓練を行い、消防技術の向上及び研さんに精進するよう努める。

### 第1 基礎訓練

実施にあたっては、別途詳細に計画する。

種別	区分	実施期日を定めて実施するもの	
		消防職員	消防職員
規律訓練	職務に支障のない範囲で所属において実施する。	毎月1回以上各署毎に実施する。	毎年2回以上全団員及び幹部団員を対象として実施する。
操法訓練	同上	同上	全団員を対象に操法大会時にあわせて実施する。
車両操作訓練	同上	同上	機関員及び幹部団員を対象として、毎月1回以上定期点検日に実施する。
その他 特別訓練	必要に応じ、実施計画を定めて実施する。		

## 第2 火災防ぎよ訓練

### 1 基本訓練

訓練種別	訓練要領
非常招集訓練	参集時分の短縮を主眼に訓練する。
出動訓練	出動順路は使用水利、火勢の状況により判断を加え、火点に近く水量豊富な水利部署を行い、先着隊と後着隊の連携を主眼に訓練する。
水利統制訓練	先着隊の放水量に影響を与えないよう増水、増圧及び補水手配等の訓練と併せて、各隊指揮者への伝達要領を主眼に訓練する。
放水訓練	火勢の確認、包囲部署等延焼火力に対する注水を主眼に訓練する。注水は、最小の水量で最大の効果を上げる事を主眼に訓練する。
通信連絡訓練	有線電話、無線電話の使用並びに通信について迅速確実に通信連絡が行われる方法を主眼に訓練する。
人命救助訓練	検索等によって探知し、要救助者の有無を短時間のうちに把握するようにする。救助器具等の使用方法あるいは、援護注水による救助隊の保護等を主眼に訓練する。
破壊消防訓練	密集地の延焼火災における延焼防止方法としての有効な焼け止まり線の設定要領を主眼に訓練する。
避難誘導訓練 警戒訓練	延焼火災時の避難誘導の方法、飛火による延焼防止のための警戒体制を主眼に訓練する。

### 2 建物火災防ぎよ訓練

#### (1) 木造建物の防ぎよ訓練

建物が比較的開放的で、延焼速度がすこぶる早い、注水は建物の内外からできる特徴がある。

半焼以前の想定訓練では攻勢的に火面を広く注水し、火勢が強く注水が弱い想定訓練では、延焼防止要領を主眼に訓練する。

#### (2) 木造大建築物の防ぎょ訓練

寺社、倉庫、学校等の木造大建築物の防ぎょは、建物の構造により燃焼が異なるが、まず建物の区画を確認し、初期、中期のときは延焼阻止に全力をあげ、周囲の可燃物に注水する一方、局部破壊により伝走する火勢の制圧要領を主眼に訓練する。

#### (3) 防火造建物の防ぎょ訓練

外気との接触が木造建物に比較して悪いので、特殊な燃焼の仕方をする傾向があるので、この点をよく判断して伝走火勢の阻止に努める必要がある。

これらの建物は構造上濃煙が充満するおそれがあるので、排煙、局部破壊により注水鎮圧、消火損害を少なくする活動要領を主眼に訓練する。

#### (4) 耐火造建物の防ぎょ訓練

主要構造が不燃材であるため、建築物自体よりも主に内容物が燃焼する場合が多い。大規模の建築物ほど延焼の危険性が高い。

防ぎょには、優先して人命救助を行うが、特に耐火造の場合には視界が煙にさえぎられて避難に支障をきたす恐れがあるので、十分な訓練と建築物に固定の消防用設備の取扱を主眼に訓練する。

### 3 車両火災防ぎょ訓練

車両には、乗客のあるものないもの、積載品のあるものないもの等があり、火災原因は多種多様に分かれているので、その性質により防ぎょ方法が異なるが、乗客のある想定訓練では、人命救助を優先とし、泡消火又は噴霧注水の活動要領を主眼に訓練する。

### 4 その他火災防ぎょ訓練

その他火災防ぎょ訓練には、危険物（油類、ガス、電気、薬品、粉体、火薬類及びR・I）、地下駐車場、地下室、倉庫、航空機及び高速道路等の火災防ぎょがあるが、特に危険物等の火災防ぎょは、危険物の種類により適した防ぎょ方法があるので、燃焼速度に対応した化学消火剤の使用方法、危険物以外の建物等に対する注水方法を主眼に訓練する。

## 第3 水災防ぎょ訓練

水災防ぎょ訓練は、水害を軽減するための応急措置を行うもので、基本訓練と水防訓練に区分して定める。

### 1 基本訓練

基本訓練は、招集・出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信



連絡及び情報収集等の訓練について計画をたてておくものとする。

(1) 招集・出動

国土交通大臣又は知事が発する水防警報により次のような体制がとられる。

第1段階	待機警告
第2段階	洪水予報、水防警報等の情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、堤防巡視、通信輸送の確保等の準備
第3段階	出動

(2) 水防工法

水防工法は、水防施設物の種類あるいは危険な状態又は越水、決壊等の状態によって施工方法は異なるが、その主なものは竹とげ、杭ごしらえ、土俵ごしらえ、木流し（掛け木）、五徳縫い、積土俵及び月の輪等である。

(3) 人命救助

危険が切迫したものを救助するものであるから資機材を十分活用した救助方法を主眼に訓練する。

(4) 避難誘導

危険が迫っている際に早期に避難できる措置を訓練する。越水後、平地での進水速度は概ね1時間に1kmとされている。

(5) 通信連絡・情報収集

有線又は無線による通信事項の励行に留意し、現場の危険な原因、越水、決壊等の原因、範囲、程度及び道路の冠水、橋の流失、建築物の被害又は避難者の状況等を確認し、報告要領を主眼に訓練する。

2 水防訓練

(1) 水防訓練は、消防機関が行う水防の総合訓練であり、警戒あるいは水防工作が円滑に措置できるよう訓練するものである。

警戒訓練の主なものは次のとおりである。

ア 警戒実施の時期、範囲、程度及び方法

イ 滞水地域又は水防施設の不完全な場所の警戒

ウ 水門、樋門の操作

エ いかだ、材木、船のけい留に注意し、流失浮遊による堤防等の損傷防止

(2) 応急工作は、越水又は破堤（亀裂、漏水、浸透及び洗掘）を防止するものであり、恒久的なものではないので、その原因となる理由、場所を早期に発見確認して水防工作を主眼に訓練する。

(3) 水防訓練は梅雨時、台風前に行う必要があるので、関係機関協議のうえ実施する。

3 浸水地域内火災防ぎょ訓練

化学工場等には、危険な薬品がある。これらの地帯が浸水した場

合の危険排除又は薬品等に起因する火災、あるいは炊事、暖房、照明用の火気使用による火災が想定されるので、それぞれに応じた防ぎよを主眼に訓練する。

#### 第4 救助・救急訓練

災害時及びその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するために実施する。

##### 1 救助訓練

人命救助は、一分一秒を争うものであることから迅速周到を要求されるので、必要な資機材の効果的使用方法及び救助作業に堪える身体の養成が必要となる。

訓練は、空気呼吸器操法、油圧式救助器具操法、エンジンカッター操法、救命索発射銃操法、ロープ操法、はしご操法、高所救助操法、低所救助操法、濃煙中救助操法等を「消防救助操法の基準」（昭和53年消防庁告示第4号）により、要救助者の確認のための人命検索及び救出行動並びに危険が切迫している者を安全な場所に誘導する訓練等を主眼に訓練する。

##### 2 救急訓練

救急訓練は、「救急隊員の行う応急措置等の基準」（昭和53年消防庁告示第2号）により傷病者の取り扱い、救急隊員の応急措置、搬送及び医療機関との連絡要領を主眼に訓練する。

#### 第5 総合防災訓練

総合防災訓練は、構成市町の地域防災計画に基づき、消防機関の任務分担について、他の防災機関との連携、部隊運用を主眼に訓練する。

#### 第6 大規模地震防災訓練

大規模な地震を想定した防災訓練は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）に準拠して行なうものであるが、その内容等については、第13章地震災害対策計画に定めるところによる。

#### 第7 その他関係機関が実施する訓練の参加

埼玉県、吉川市、松伏町及びその他の関係機関、団体の実施する訓練について積極的に参加し、相互の連携を密にして訓練効果の効率化を図る。

## 第 6 章 災 害 予 防 計 画

災害予防計画は、災害の未然防止又は災害が発生した場合にその被害を最小限度に防止するために樹立するものである。

火災予防は、住民、消防対象物関係者等による自主予防体制の確立が肝要であり、立入検査による保安の確保と現況に即した適切な指導により、災害の予防と被害の軽減を図るものとする。

### 第 1 節 火災予防指導

消防対象物の関係者、防火管理者及び危険物取扱者等に対して、消防関係法令の周知、消防計画、予防規程等の作成、防火対象物の自主検査及び自衛消防組織の充実強化等の防火管理体制の指導育成に努めるとともに、各事業所及び各種団体に対して、防火思想の普及と消防訓練等の指導を行う。

対 象	指 導 事 項
防火管理者等を対象とする指導	消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号に基づく防火管理者の資格を付与するために行う講習会を年 1 回以上実施し、資格者を養成するとともに各事業所毎に消防計画を作成させ、防火管理の業務を推進し、災害防止の徹底を図る。
危険物施設関係者等を対象とする指導	消防法第 13 条の 23 の規定に基づき、埼玉県が実施する保安講習会に際し、受講の推奨及び講習会の実施について協力して講習目的の達成を図る。
事業所等に対する指導	特定防火対象物の避難訓練及びその他の防火対象物の消防訓練を推進するとともに、消防計画の運用及び消防用設備等の設置、点検及び整備等の指導に努める。
住民組織等に対する指導	自治会等の住民組織その他各種団体を活用し、火災の実態を周知徹底して火災の未然防止、初期消火、通報及び避難等について、あらゆる広報媒体を活用し、時期に応じた広報活動を行い、住宅用火災警報器の普及、防火思想の高揚を図る。
防火協力団体の育成	幼年、少年、婦人防火クラブ等の防火組織の育成及び防火安全協会等の防火協力団体を育成し、現地指導、防火パンフレットの配布、防火ポスター等の作成及び施設見学等を通じて防火思想の普及等を図る。

### 第 2 節 予防査察

消防法第 4 条及び同法第 16 条の 5 の規定に基づき、防火対象物及び危険物製造所等、高圧ガス保安法第 6 2 条第 1 項、液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律第83条第1項～第4項及び火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき立入検査を実施し、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限度にとどめるため、防火対象物の実情あるいはその後の変化並びに周囲の状況等の把握並びに防火指導に努める。

## 第1 査察対象物

査察対象物	区 分
第1対象	法令違反等があると認める消防対象物、政令対象物、危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所及び高圧ガス関係施設をいう。
第2対象	消防法第8条の2の2第1項（同法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第17条の3の3の規定による点検の結果、不備事項が報告された政令対象物をいう。
第3対象	法令違反に関する情報提供を受けた消防対象物等をいう。
第4対象	政令別表第1において（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる政令対象物をいう。 ただし、第1対象、第2対象及び第3対象を除く。
第5対象	第1対象から第4対象に掲げるもの以外の政令対象物をいう。

## 第2 査察の実施

査察は、「吉川松伏消防組合査察規程」（平成22年吉川松伏消防組合訓令第2号）に基づき実施する。

実施方法	区 分
予防査察	予防課査察員が実施する査察及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたときに実施する査察並びに火災予防上緊急を要する場合に実施する査察
警防査察	署査察員が実施する査察。
合同査察	予防課査察員及び署査察員が合同で行う査察。

## 第3節 風水害等の予防指導

### 第1 指導及び巡視警戒

風水害による被害の発生を軽減するため、被害の発生が予想される設備、物件等について関係者に対し、防災上必要な措置を講ずるよう指導するほか、災害の危険が事前に予想される災害危険区域等に対し、巡視警戒を行い、関係者及び付近の住民に対する指導等にあたる。

### 第2 急傾斜地等の定期巡回

災害危険区域中、急傾斜地等については、気象情報等により災害発生危険の予想されるときに随時行う。

#### 第4節 地震災害の予防指導

大規模地震等の災害予防対策については、第13章 地震災害対策計画による。

#### 第5節 広報活動

各種災害の実態、被害の軽減方法及び予防の思想及び知識の啓蒙のための広報を行う。

##### 第1 広報紙等の利用による広報

吉川松伏消防組合消防広報規程（平成21年吉川松伏消防組合消防本部訓令第3号。以下「消防広報」という。）によるもののほか、構成市町広報紙、本組合ホームページ及び構成市町の防災行政無線を利用して広報する。

##### 第2 諸行事の利用による広報

###### 1 火災予防運動時の広報活動

ポスター等の掲出又はチラシ等の配付及び横断幕等の掲出並びに消防団と協力して消防車両による巡回広報を行うとともに報道機関若しくは防火管理者等を通じて主旨の徹底を図り、火災予防運動の効果を高める。

###### 2 消防訓練などによる広報活動

住民の直接参加により消防への関心度を高めるとともに体験を通じて、火災予防及び各種災害による被害軽減の重要性を認識させる。

###### 3 事業所、自主防災組織等を通じて、災害予防の広報活動を行う。

## 第 7 章 警報発令伝達計画

警報発令伝達計画は、異常気象時に火災を未然に防止するため、消防機関が火災警報を発令し及び解除し、またこれを速やかに住民その他関係機関へ周知させ、伝達する方法を定めておくものである。

### 第 1 節 火災警報

火災警報は、「消防法」第 22 条の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認められるとき発令する。

火災警報を発令及び解除する場合は、住民及び関係機関に周知徹底を図る。

#### 第 1 火災警報の発令基準及び解除

1 埼玉県知事から火災気象通報を受け、気象状況が次の基準に該当し、火災の発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に市・町長が発令並びに解除する。

- (1) 実効湿度が 55 パーセント以下で最小湿度が 25 パーセント以下になったとき
- (2) 実効湿度が 60 パーセント以下で最小湿度が 30 パーセント以下となり、最大風速 10 メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 火災警報は、「火災警報に関する協議書」（昭和 56 年近隣 4 市 1 組合締結）第 5 の規定により、消防長は関係消防長と協議し発令することができる。

3 火災警報の解除は、埼玉県知事から火災気象通報解除の通報を受けたとき、又は平常の気象に復したとき解除する。

第 2 火災警報の発令系統図は、別表 1 のとおり。

第 3 住民に対する周知方法

- 1 「消防法施行規則」第 34 条及び別表第 1 の 3 の規定に基づき、適宜周知する。
- 2 消防車両による巡回広報
- 3 防災行政無線等による広報
- 4 官公署、関係事業所等に有線連絡

第 4 広報内容

- 1 山林、原野において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- 6 屋内において、裸火を使用するときは、窓及び出入口等を閉じて行うこと。

## 第2節 その他の警報の伝達及び周知

気象予報及び警報を受けた場合は、関係機関へ連絡して周知徹底を図るものとする。

この場合、災害対策本部その他関係機関と連絡を密にし、避難を要する事態に備えて必要な措置をとる。

## 第 8 章 情報計画

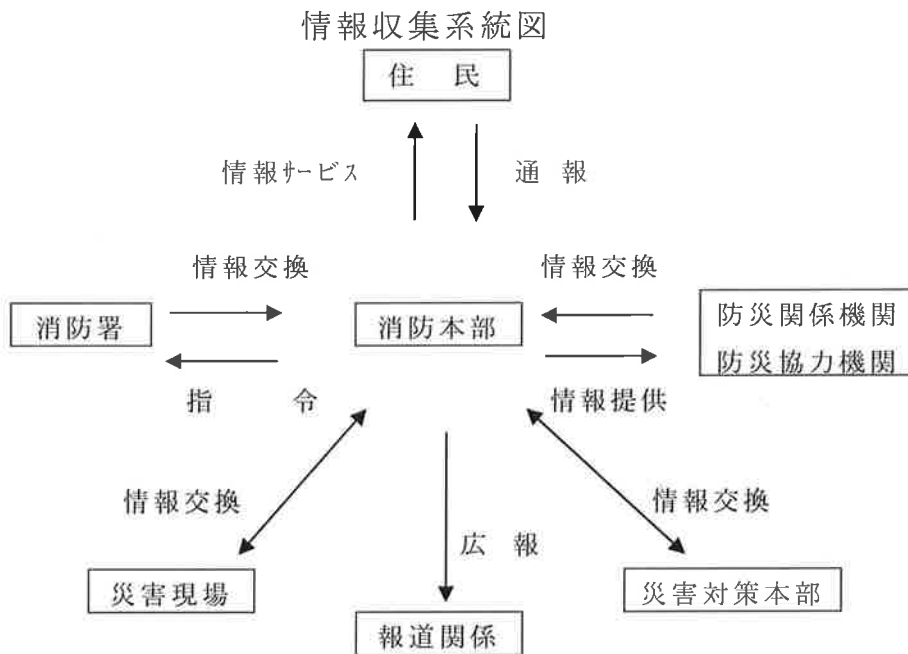
情報計画は、災害発生が予想されるとき、又は災害が発生したときに消防機関として災害情報及び被害状況等を迅速かつ正確に把握して、関係機関へ報告及び通報できるように定めるものである。

### 第 1 節 情報収集

消防本部においては、災害に対する的確に措置するため、住民からの情報、消防署所からの各種報告等の情報、災害現場からの状況報告等の情報、災害対策本部からの情報、防災関係機関からの情報及び気象等の情報を収集し、整理するものとする

#### 第 1 法令上の情報等に関する義務

- 1 消防組織法第 40 条
- 2 災害対策基本法第 51 条
- 3 水防法第 9 条・第 18 条



#### 第 2 情報内容

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 報告時刻及び受信時刻 | 6 災害発生日時      |
| 2 受発信担当者     | 7 災害の発生場所及び地域 |
| 3 受発信機関      | 8 被害の程度及び概要   |
| 4 災害種別       | 9 応急対策の概要     |
| 5 災害の原因      | 10 その他必要な事項   |

### 第 2 節 情報報告及び連絡

消防本部が情報を収集したときは、次の区分によりそれぞれの担当課が関係機関へ報告及び連絡を行う。



## 第1 消防組織法の報告

消防統計及び消防情報の報告は、消防組織法第40条により、埼玉県知事を通じて消防庁へ報告する。

- 1 報告義務者は管理者とし、報告責任者は消防長とする。
- 2 火災報告の書類提出及び期限は、火災報告取扱要領（平成6年消防災100号）に定めるところによる。
- 3 火災及び救急に関する報告は、火災報告取扱要領及び救急事故等報告要領（昭和39年自甲教発第18号）に基づき行う。
- 4 火災・災害即報、救急・救助事故即報、災害即報等の基準は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の定めるところによる。
- 5 詳報基準は、消防庁長官の指示のあったものとする。
- 6 航空機事故に係る災害は、警察と事故が発生した構成市町へ連絡するものとする。

## 第2 他の法令

構成市町の長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第51条及び地域防災計画の定めるところにより、災害に関する情報収集及び伝達に努めなければならない。

- 1 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、水防上危険であると認めたときは水防法（昭和24年法律第193号）第9条に規定するところにより、直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- 2 消防長、消防署長、水防団長又は消防団長は、堤防が決壊したときは水防法第25条に規定するところにより、直ちにこの旨を関係者に通報しなければならない。

## 第3 報告事項

消防長又は消防署長は、災害の情報及び報告事項等を定め、その事務を担当する当事者に周知徹底しておかなければならない。

## 第4 報告要領

- 1 災害対策本部設置以前における措置は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 住民又は各種関係機関から災害に関する情報を受けた職員は、直ちに消防長に報告する。
  - (2) 巡視により災害を覚知したときは、直ちに消防長に報告する。
  - (3) 消防長は、前号の通報又は被害状況等を構成市町の長に報告するとともに災害に関する速報的な情報を職員に周知させる。
- 2 災害対策本部が設置されたときの措置は、前項に定めるもののほか、構成市町の地域防災計画の定めるところによる。

## 第3節 情報広報

災害予防、災害対策及び人命保護等については、住民の協力が必要であり、災害が発生したとき被害地域の混乱防止、人身の安全を図るため、その状況に応じた住民及び報道機関に対する広報活動を迅速かつ適切に実施する。

### 第1 広報活動の時期

広報活動の時期は、消防広報に定めるものによるほか、災害状況を

周知する必要があるとき、避難準備が必要なとき、避難場所を周知させるとき、避難誘導をするとき、又は警戒心を啓蒙若しくは災害による被害を予防しようとするときとする。

## 第2 広報の内容及び方法

広報活動は、消防広報に定めるものによるほか、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部広報の担当と相互に連絡協調を図り実施する。

## 第3 住民に対する広報

住民に対する広報は、いたずらに心理を動揺させることなく災害状況等を的確に広報するため、消防広報に定めるものによるほか、次に掲げる方法により行う。

- 1 車両巡回・・・・・・・・消防車両等による巡回放送
- 2 掲示板・・・・・・・・消防署及び臨時掲示板
- 3 口頭伝達・・・・・・・・消防職団員による携帯拡声器
- 4 ホームページ
- 5 その他の方法

## 第4 報道機関等に対する広報

報道機関等に対する広報は、消防広報第9条2項及び第15条に定めるところによる。

## 第4節 情報記録

災害情報は、被害状況の確認及び事後の災害対策の資料として重要なものであるため、次により記録及び保存をする。

### 第1 記録

#### 1 火災

火災の記録は、警防規程第51条第1号及び吉川松伏消防組合火災調査規程（平成23年吉川松伏消防組合訓令第1号）第44条及び第45条規定に基づき、作成する。

#### 2 救急

救急の記録は、吉川松伏消防組合救急業務に関する規程（平成20年吉川松伏消防組合訓令第11号）第43条の規定に基づき、作成する。

#### 3 救助

救助の記録は、警防規程第51条第2号の規定に基づき、作成する。

#### 4 その他災害

その他災害については、警防規程第51条第3号の規定に基づき、作成する。

### 第2 保存方法

災害状況調査書、報告書、記録写真、広報資料等について災害ごと整理し、吉川松伏消防組合文書管理規程（平成13年吉川松伏消防組合訓令第1号）の規定に基づき、所定の期間保存する。

## 第9章 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するために警防部隊の機能を最高度に発揮して住民の生命、身体及び財産の被害を最小限度に阻止するため、消防職団員の招集、出動、警戒、通信及び火災防ぎよの運用については、警防規程の定めるところによるほか、次による。

### 第1節 消防職団員の招集

非常災害時において、現有消防力を効率的に運用するため、全消防職団員の動員について定める。

#### 第1 招集

- 1 非常災害時には、週休者等及び消防団員を状況に応じて招集し、災害対策活動を行う。
- 2 招集の場所は、週休者等は勤務場所の所属参集とし、災害その他の情勢から所属参集が困難である場合又は不可能な場合は、直近の署所に参集する直近署所参集とする。

消防団員は、当該受持区域の消防団器具置場へ参集するものとする。

#### 第2 招集の体制及び基準

警防本部及び署隊本部を設置し部隊の増強を図り、活動体制を整備強化するための事態の状況に応じた招集の基準は、警防規程第30条によるほか、次による。

##### 1 職員

別表2の非常招集区分による。

##### 2 団員

招集の時期及び内容については、消防団長が消防長と協議してその都度決定するものとする。

##### 3 招集の免除

招集は、次のいずれかに該当する消防職団員には、適用しない。

- (1) 休職中又は停職中の消防職団員
- (2) 傷病、出産又は隔離による休暇中及び育児休業中の消防職団員
- (3) 出張、入校、派遣又は旅行中の消防職団員（参集可能な職員を除く。）
- (4) 前(3)に掲げる消防職員以外の消防職員で所属長等が認める消防職員

#### 第3 参集

- 1 招集を受けた消防職団員は、迅速に参集するよう努めなければならない。
- 2 参集時には、次の事項に留意する。
  - (1) 参集時は、消防活動に適する服装とし、食糧等を携行する。
  - (2) 参集途上において必要な情報を得たときは、参集後、直ちに所属長へその状況を報告しなければならない。

### 第2節 出動

#### 第1 通常災害時

警防規程第39条別表6の出動計画の出動区分の第1出動及び第2出動の定めによる。

## 第2 非常災害時

警防規程第39条別表6の出動計画の出動区分の第3出動の定めによる。

## 第3 応援

隣接市町消防相互応援協定、埼玉県下消防相互応援協定、茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき出動する。

## 第4 その他災害

タンクローリー等の転覆及びガス漏れによる危険排除等は、警防規程の出場計画に基づき、その内容、規模に応じた車両で出動させ確認にあたる。

## 第3節 警戒

警戒計画は、気象状況の悪化に伴い、火災発生危険及び延焼拡大のおそれのあるときの火災警報発令時の警戒、各種災害発生時の警戒及び火災発生多発期における特別警戒について定めるものである。

### 第1 火災警報発令時の警戒

火災警報発令時は、一度、火災が発生すれば気象の状況により急速に延焼拡大するおそれがあるので、警戒の万全を期するため警報発令伝達計画に基づく、関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起及び啓発にあわせて次の事項に留意する。

- 1 機械器具の点検及び積載ホースの増強を行う。
- 2 通信施設の試験を行い機能の保全に努める。
- 3 消防団においては、招集に応じられる態勢を整える。
- 4 その他警防活動上、必要な事項

### 第2 災害時の警戒

災害時の警戒計画は、地震、火災、その他風水害等に伴い、二次的に発生する火災に備えて、警戒するものとする。

#### 1 地震

- (1) 地震襲来と同時に、人員及び消防車両を安全地帯に移動させること。
- (2) 消防車両の無線局を開局させること。
- (3) 危険区域等の巡回広報
- (4) その他必要な事項

#### 2 火災

##### (1) 飛火警戒

飛火防ぎよは、主として消防団をこれに当て、警戒待機と警戒巡らとに区分する。なお、消防団の運用については、消防長は消防団長と協議して決定する。

##### (2) 飛火危険

飛火危険は、おおむね次の場合である。

ア 強風時の火災の場合

- イ 木造大建築物の火災の場合
- ウ 木造建物密集地域の火災の場合
- エ 高地又は低地建物火災の場合
- オ 飛散しやすい藁葺屋根等の火災の場合
- カ 延焼拡大時の火災の場合

(3) 飛火警戒範囲

一定しがたいが、おおよそ次に準拠すること。

- ア 風速5メートル以内のとき、概ね500メートル以内
- イ 風速10メートル以内のとき、概ね1,200メートル以内
- ウ 風速10メートルを超えるときは、その状況に応じた警戒範囲を設定する。

第3 その他の警戒

- 1 火災多発期の警戒
- 2 年末特別警戒
- 3 祭典等特別警戒

第4節 通信

消防通信及び消防無線は、災害発生時はもとより通常時の消防業務を効率的に遂行するための重要な役割を果たすものであり、通信取扱の訓練と機器の整備に努め、緊急通信運用に万全を期する。

第1 消防通信

火災報知専用電話等により災害の通報を受信し、消防隊へ指令し、及び応援隊を要請し、並びに関係機関へ連絡するなどの取扱いは、吉川松伏消防組合消防通信規程（平成12年吉川松伏消防組合消防本部訓令第4号）に定めるほか、次のとおりとする。

1 災害通報

災害通報の受信は、必要事項を正確に聴取するとともに、交信内容を整理する。

2 指令通信

警防部隊の運用は、警防規程に定める出動計画に基づき、迅速的に指令する。

この際、他の交信は中断する。

3 その他の緊急通信

災害の状況により、関係機関の協力を要請する場合は、指令通信に準ずる。

4 通信順位

災害時は、指令通信のほか、警防部隊からの報告、関係機関に対する連絡、住民等からの問い合わせ等で通信の混乱が予想されるので、通信順位及び使用区分等をあらかじめ定めておくものとする。

第2 無線通信

警防部隊の出動時及び有線通信途絶時に災害の通報を受信し、情報

を収集し、並びに警防部隊の指揮運用及び相互連絡を迅速適確に実施するため、その取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 使用電波

##### (1) 市町村波

管轄区域に出動する警防部隊、又は越谷市、草加市、八潮市及び三郷市に応援出動する警防部隊が使用する。

##### (2) 県内共通波

県内の「消防相互応援協定」により応援する警防部隊が使用する。

##### (3) 救急波

救急業務に出動する救急隊が使用する。

##### (4) 全国共通波

県外への応援出動、広域災害時の情報収集又は指令課において特に必要があると認めるときに使用する。

#### 2 2波以上の電波使用

##### (1) 複数災害が発生した場合

先に出動した無線局は市町村波を使用し、第2災害へ出場した無線局は県内共通波を使用する。

##### (2) 隣接市と同時災害が発生した場合

市町村波は先に使用している消防本部が優先し、県内共通波及び全国波を有効活用する。

#### 3 その他の通信

その他の消防用無線及び防災行政無線の取扱については、別に定める。

### 第5節 火災防ぎょ

火災は、消防対象物の状況のほか、地形、気象、その他の消防事象に適応した効果的防ぎょが必要であり、防ぎょ困難区域、指定防火対象物及び消防活動上支障ある施設等の火災その他警備上必要な火災について防ぎょ計画を策定し、警防部隊の効果的運用を図る。

#### 第1 火災防ぎょ計画策定要件

- 1 防ぎょ上必要な消防力の予定数及び出動隊
- 2 各隊の到着時分及び部署すべき予定水利
- 3 人命検索及び救助方法
- 4 各隊の進入方法及び防ぎょ担当面
- 5 延焼防止のため消防力を集中する場所
- 6 飛火警戒の方法
- 7 避難誘導及び避難予定場所
- 8 断・減水時、火災期及び強風時等の場合の方策
- 9 その他特殊な事象に対処する方策

#### 第2 部隊の編成

警防部隊の部隊編成及び出場区分は、警防規程第5条及び第39条

に定めるところによる。

### 第3 出場時の留意事項

1 火災現場へ出動する各部隊は、径路、水利部署等を総合的に考慮しながら、安全かつ迅速に現場へ到着するよう配慮し、特に出場途上における消防車両の運行については、交通諸法令を遵守し、事故防止に細心の注意を払い、隊員の安全確保に最善を尽くさなければならない。

#### 2 二次火災

火災出動中、他に火災が発生した場合は、待機隊が出動する。なお、出動途上において二次火災に遭遇した場合は、その状況を報告するとともに防ぎよ困難区域に発生した火災で人命危険のおそれが大であると認められる場合にあつては、遭遇した最初の部隊は機を失することのないよう防ぎよにあたる。

### 第4 出動時の無線連絡

出動時には、基地局及び移動局相互の連絡を密にし、消防活動等に必要な事項の連絡について支障を生じないように努めなければならない。

### 第5 水利統制

消防水利の不足する地域においては、有効な放水口数を確保し、効果的な消火活動を実施するため、水利統制に十分配慮する。

### 第6 防ぎよ困難区域の火災

防ぎよ困難区域は、一般に木造建物が密集し、道路、地形及び水利の状況が悪く、急速に延焼拡大するおそれがあるため、建築物の構造、規模、業態、出火場所及び延焼速度等を総合的に判断して活動しなければならない。

このことから延焼阻止を主眼とする計画の策定が必要であり、大火災の危険、飛火の発生危険を考慮して、時期を失することなく飛火警戒隊等の援護部隊を配置するものとする。

その他延焼の媒体となる家財道具の搬出、避難などによる現場の混乱を防止する等消防活動に支障となる要素の対処について十分な計画を策定するものとする。

このため、災害時における消防隊及び救助隊等への情報提供と誘導等について関係者と十分な協議をしておくものとする。

### 第7 消防活動上支障ある施設（危険物施設等）の火災

油脂類、都市ガス、液化石油ガス、電気、薬品、R I等の火災は、その種類や状態によって燃焼過程が異なり、人命及び施設の損傷が甚大となる恐れが大きいため、一挙に鎮圧し、又は拡大を防止する必要がある。

また、人命救助及び隊員の安全確保と広範囲にわたる警戒、広報体制の必要性がある。

このため、平素からこれらの施設、物質の性状等に精通して災害時の関係者の情報提供、消防隊等の誘導、特殊資機材及び消火薬剤等を考慮し、併せて警戒区域の設定など総合的な計画を策定するものとする。

る。

#### 第8 地下階（洞道を含む。）の火災

地下階の火災は、気象の影響を受けないが大量の煙が発生し、火災時間も長引くことが予想され、従って避難、進入が困難で人命危険が大きいいため、初期に発見、消火されない限り大事になることが考えられる。

地下階の防ぎよにあたっては、防火管理者等との連絡を密にして状況を適確に把握し、内部に進入する場合には、隊員の安全確保に留意し、情勢の変化に対応できる体制を整えるものとする。

#### 第9 車両火災

鉄道車両、バス等大量の人員輸送車両及び危険物、高圧ガス及び毒物・劇物運搬車両等の火災においては、人命救助、避難誘導及び二次災害の防止に努め、積載品の毒物や危険物類から安全確保を図った火災防ぎよを行うなどの救助活動等を主眼とする。

#### 第10 航空機火災

外周から包囲的な防ぎよ部署及びホース延長の部署をし、人命救助に専念するとともに、火災鎮火前後における機体の爆発等もあるので十分注意し、特に鎮火後における未燃焼油類の流失については、引火防止、流動防止に努める。

#### 第11 火災警報発令時又は強風時の火災

火災は、異常気象を要因として大火災に拡大する事例が多く、火災発令時又は強風時には初期の活動が防ぎよの成否に重大な係りをもっており、消防職団員の招集、出動部隊の増強、水利の確認等、初動体制を整備しておかなければならない。

また、防ぎよにあたっては、有効放水による延焼阻止と飛火の警戒に留意し、火面拡大防止を図る。



## 第 1 0 章 風 水 害 等 警 防 計 画

この計画は水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき風水害等の水害に対し関係機関と密接な連絡のもとに災害に応じた体制を確立しておくものとする。

### 第 1 節 消防職団員の招集

第 1 風 水 害 等 の 災 害 時 に お け る 消 防 職 団 員 の 招 集 は、 第 9 章 火 災 警 防 計 画 の 消 防 職 団 員 の 招 集 に 準 ず る。

第 2 風 水 害 等 の 災 害 時 に お け る 消 防 職 団 員 の 態 勢 は、 構 成 市 町 の 地 域 防 災 計 画 に 定 め る も の の ほ か、 江 戸 川 水 防 事 務 組 合 の 水 防 計 画 の 定 め る と ころ に よ る。

### 第 2 節 災害危険箇所の調査

浸水危険地域、がけ崩れ危険箇所、重要水防区域及び重要箇所等について、事前に調査し、災害予防及び応急対策の資料とする。

#### 第 1 対象

##### 1 浸水危険地域

洪水、河川堤防の決壊、水路等の氾濫及び雨水等の停滞等、諸条件から浸水により被害の発生が予想される地域

##### 2 がけ崩れ危険箇所

急傾斜地の崩壊による災害危険箇所

##### 3 重要水防区域及び重要箇所

各管理者が指定した区域及び箇所

##### 4 農業用取水堰及び水門等

各管理者が管理する施設

#### 第 2 対象の把握方法

防災機関、河川管理者等及びがけ地所有者等と密接な連絡をとり、時期を逸することのないよう、災害危険箇所の現況確認と被害を受けおそれのある範囲の状況及び応急処置等について実態を把握する。

### 第 3 節 警防対策

災害発生危険箇所等について、災害の発生を予防し、又は被害を軽減し、人命の安全を図るため、現況に応じた指導を行う。

#### 第 1 予防措置

関係機関と緊密な連絡を図り、災害発生危険箇所等の管理者に対して、防災上必要な措置を要請するとともに、被害を受けるおそれのある者に対して、災害時の安全及び避難の方法等予防措置の指導を行う。

#### 第 2 広報活動

災害時における広報活動は、原則として構成市町の地域防災計画の定めるところによるものであるが、災害対策本部設置前における広報

活動は、時期を失することのないよう対処するものとする。

#### 第4節 災害活動

消防本部の災害予防対策活動並びに災害応急対策活動等の出動区域、部隊及び区分については、災害の状況及び気象状況に応じて消防長が決定する。

消防団の災害活動については、消防長と協議して消防団長が決定する。

##### 第1 部隊の配備

風水害等の災害発生が予想されるときは、通常災害時又は非常災害時の部隊編成を行い、備蓄資材を整備して待機する。

##### 第2 警戒出場

浸水、がけ崩れその他災害の予想される危険箇所については、その状況を確認し、危険の著しい箇所については、付近住民又は関係者に予防措置を講ずるよう促し、あるいは避難について注意を与え、若しくは、部隊を出動させて措置を行わせるための巡視警戒を行う。

##### 第3 指令

消防長は、災害の発生若しくは発生危険の通報を受けた場合、必要な部隊の出動を指令するものとする。

消防長は、出動した部隊の活動状況並びに被害の状況等を部隊の適正運用を考慮し、活動指令を行う。

出動した部隊は、現場速報、活動内容、応急処置方法その他の必要事項を随時、指令課に通報する。

指令課担当者は、その状況を記録し、逐次上司に報告する。

##### 第4 被害の調査

出動隊の長は、活動概要及び被害状況を記録して、速やかに概要を消防長に報告するとともに、災害活動終了後、全ての活動状況を取りまとめ、詳細な報告を行う。

なお、被害が広範囲にわたる場合は、調査班を編成して調査を行い、被害の集計に努める。

## 第 1 1 章 避難計画

避難計画は、災害が発生せんとし又は発生した場合において、住民の生命身体を災害から保護するため、構成市町の地域防災計画によるほか、構成市町村長等から依頼があった場合、危険区域にある住民に対して避難のための勧告又は指示し安全な場所に避難させる等の人命の被害の軽減を図るものである。

### 第 1 節 避難のための勧告及び指示

#### 第 1 避難の勧告指示

大規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命あるいは身体を保護するため特に必要があると認めるとき、市長又は町長は災害対策基本法第 60 条の規定により、必要と認める区域の住民に対し、避難のための勧告及び指示を行うものとする。

#### 第 2 市長及び町長の権限を代行しての事実行為

消防長又は消防署長が、緊急に避難を指示する必要があると認めるときは、当該市長又は町長と連絡のとれる場合は危険の実状を報告し、指示を仰ぎ、指示内容を関係住民に伝達し、避難誘導に万全の措置を行う。

また、連絡のいとまがないほど緊急を要する場合には、消防長又は消防署長が的確な情勢判断によって、関係住民の安全が図れるよう適切な避難措置を行い、その経過と事後の措置状況を報告して了解を求めるとともに、その後の対応について必要な指示を受けるものとする。

#### 第 3 緊急避難勧告

危険が目前に迫り、緊急に避難させる必要がある場合に行うものとする。

- 1 火災が拡大するおそれのあるとき
- 2 風水害、洪水等の自然災害による被害の発生が予想されるとき
- 3 危険物、高圧ガス等の爆発のおそれのあるとき
- 4 毒物劇物の飛散、漏れ、流失等により危害のおそれがあるとき

### 第 2 節 勧告及び指示の伝達

#### 第 1 避難勧告及び指示の伝達

避難勧告及び指示を関係住民に確実に伝達できるよう有効な伝達手段を活用する。

- 1 避難勧告及び指示の伝達は、構成市町の防災行政無線及び巡回広報等を利用する。

- 2 避難勧告及び指示の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。
- 3 避難勧告及び指示は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関係住民に伝達する。

## 第2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- 1 勧告又は指示者
- 2 勧告又は指示の理由及び区域
- 3 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- 4 避難経路
- 5 注意事項（火災や盗難の予防、携行品、服装等）

## 第3 避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあつては、次のとおりとする。

- 1 早めに避難地区の要介護者を把握し、必要な資機材及び誘導員を集める。
- 2 避難の誘導に当たっては、災害時要救護者を優先する。
- 3 出発、到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。
- 4 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適切に配置する。
- 5 必要に応じて誘導ロープにより安全を確保する。
- 6 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- 7 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- 8 住民の携行品は、必要最低限にとどめさせる。
- 9 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。
- 10 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- 11 すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- 12 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の強力を得る。
- 13 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

## 第3節 避難場所及び避難経路の選定

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

### 第1 避難場所

避難場所は、構成市町村の地域防災計画による。

### 第2 避難経路の選定

避難経路の選定に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、各種災害の危険が予測される区域の通過を避ける。
- 2 代替避難経路の選定

指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導する。

- 3 住民への周知

構成市町の地域防災計画に明記された避難経路を、関係住民に対して周知徹底を図る。

#### 第4節 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 第1 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- 第2 安全輸送に関し、警察、自衛隊等と協議する。
- 第3 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際し関係住民に伝達する。
- 第4 避難場所までの案内板を要所に掲示する。
- 第5 災害状況を適宜判断して、安全な経路を利用する。
- 第6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に注意する。
- 第7 危険箇所や避難経路についてはロープを展張するとともに、警戒員を配置し、避難中の二次災害を防止する。
- 第8 夜間においては、照明器具を携帯した誘導員を配置する。
- 第9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物（自転車や埋設管を含む。）からの安全を確保する

#### 第5節 避難場所の警戒

避難場所の警戒は、各地区の避難所ごとに警戒員を定めておき、構成市町の災害対策本部等と連絡を密にする。

## 第 1 2 章 救助救急計画

救助救急計画は、災害時による傷病者を救助し、応急措置を施し医療機関等へ搬送する一連の救助、救急活動を実施するため、医療機関その他関係機関との協力態勢の強化を図り、円滑かつ迅速的確に実施し、地域住民の生命並びに身体を保護し安全を図る。

### 第 1 節 非常招集

救助救急活動が大規模になり、通常の救助救急体制をもって対処できないとき又はそのおそれのあるときは、消防職団員を非常招集して活動体制を強化するものとする。

#### 第 1 招集の方法

第 9 章火災警防計画第 1 節の消防職団員の招集の定めによる。

#### 第 2 集合場所

第 9 章火災警防計画第 1 節の消防職団員の招集の定めによる。

### 第 2 節 出動

#### 第 1 通常災害時

第 9 章火災警防計画第 2 節第 1 の通常災害時の定めによる。

#### 第 2 非常災害時

第 9 章火災警防計画第 2 節第 2 の非常災害時の定めによる。

### 第 3 節 通信統制

第 9 章火災警防計画第 4 節の通信の定めによる。

### 第 4 節 救助体制

災害その他の事故において、各種の救助活動に即応し得るような救助技術の修得と救助機器の整備を図る。

救助業務の実施は、救助業務規程に定めるところによる。

#### 第 1 出動時の要点

- 1 火災時等の救助活動は先着隊が行い、救助隊及び消防隊と協力して救助作業を実施する。
- 2 交通事故、労働災害事故及び水難事故への出動は、指揮隊、救急隊、救助隊及び消防隊とする。
- 3 救助事故への出動は、災害の状況により、消防隊を増強させる。

#### 第 2 救助技術の習得

救助事故現場においては、困難な活動状況が想定されるので、日頃から体力の練成に努めるとともに訓練計画に定める訓練を行って救助技術の習得に努めるものとする。

#### 第 3 救助器具の整備

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 6 1 年自治省令第 2 2 号）別表に定める資器材を備えるものとする。

## 第5節 医療機関等との協力体制

救急活動を円滑に推進し、人命を救い傷病を早期に治ゆさせるため、常に医療機関等と密接な協力態勢を図る。

救急業務の実施は、救急業務規程に定めるところによる。

### 第1 医療機関との協力関係

#### 1 通常時の協力関係

救急告示医療機関と次の各号に掲げるものについて連絡調整を図り、救急業務に支障を来たさぬよう万全の体制を取るものとする。

- (1) 救急患者の受診について
- (2) 診療時間外、休診日等の取扱いについて
- (3) 診療科目及び宿直医の担当科目について
- (4) 通常時の連絡体制及び連絡内容について
- (5) その他救急活動に必要な事項

- 2 多数傷病者の災害が発生した場合の救急業務は、吉川松伏消防組合消防本部集団救急事故対策計画に基づいて行うものとし、傷病者受診と災害現場へ医師等の派遣について、医療機関と協議しておくものとする。

また、医療機関との連絡調整のため、職員を医療機関へ派遣する。なお、多数傷病者が発生し必要があると認められるときは、医療機関が保有する車両等の出動の要請を行うものとする。

### 第2 応急救護所の開設

多数傷病者が発生し医療機関へ搬送しきれないとき、又は災害現場において緊急処置を行う必要があるときは、医療機関等の協力を得て災害現場付近へ応急救護所を開設する。

### 第3 応急救急隊の編成

消防長は、管内において多数傷病者事故が発生した場合で救急隊の増強を必要とするときは、余力ある消防隊等で、資機材搬送車及びマイクロバス等を活用し、臨時の救急隊として部隊運用を図るものとする。

### 第4 救急資機材の整備

救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）別表に定める資器材を備えるものとする。

## 第 1 3 章 地震災害対策計画

大規模な地震が発生した場合は、火災が多発し大火災となる危険が大きく、更に人命損傷事故も多数におよび、その災害は甚大かつ広範囲なものになる恐れがある。

このため、地震災害対策計画は、特に二次的災害である火災の発生防止に最大の努力を払う必要があり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを基本とした家庭の自衛対策、事業所の防災体制等、出火防止と初期消火を重点に指導して予防体制を強化するため必要な事項を定める。

地震災害対策計画の細部については、地域防災計画及び本章によるものと、消防対策並びに地震災害対策活動について確立するものとする。

### 第 1 節 予防対策

予防対策にあつては、構成市町の地域防災計画に定めるところによるほか、次による。

#### 第 1 地震重要防ぎょ地域、地震重要対象物等の設定

##### 1 地震重要防ぎょ地域の設定

管内の市街地構成内容等の条件を総合して、地震発生時の被害が最も甚大で、出火件数も多く見込まれ、延焼拡大のおそれが高い市街地で、地域住民の安全確保のため、警防部隊の増強が必要と見込まれる地域を地震重要防ぎょ地域として設定する。

##### 2 地震重要対象物の設定

管内の施設のうち、住民生活に直接影響を及ぼす施設で、延焼危険の高い地域に所在する避難者収容施設、救護施設、食糧や救援物資の集積場所及び災害対策上の中枢機関等を地震重要対象物として設定する。

#### 第 2 地震警防対策図の作成

図上訓練及び地震災害時の警防作戦検討上必要とする地震警防対策図を作成する。地震警防対策図には、前項で設定した地域及び対象物のほか、地震災害時に有効な消火栓以外の消防水利、倒壊のおそれがある建築物等を記入し活用を図る。

### 第 2 節 警防活動対策

#### 第 1 招集

##### 1 非常招集

消防長は、地震と同時に被害が予想される場合、第 9 章火災警防計画第 1 節の消防職団員の招集に基づき非常招集を発令する。

##### 2 自発的参集

職員は、第 9 章火災警防計画第 1 節第 2 招集の体制及び基準の別表 2 非常招集区分に基づき自発的に参集する。

##### 3 助言及び援助義務

職員は、参集途上において住民等に対し次の事項について、適切な助言及び援助をする。

(1) 出火防止と初期消火

(2) 人命危険を察知したときは、避難の呼びかけ及び誘導



## 第2 情報収集

地震時には、有線電話の不通等から情報収集が困難となることから、高所見張員等を配置して状況を監視し、車両により又は車両が出動不能のときは、職員に無線機を携行させて自転車、徒歩等により被害地域の情報を収集する。

- 1 火災の発生及び延焼の状況
- 2 建物の倒壊状況
- 3 負傷者及び要救助者の発生状況
- 4 消防隊等の出場可否及び道路通行の可否
- 5 その他消防活動上必要な事項

## 第3 通信施設

有線及び無線通信とも混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努めるものとし、第9章火災警防計画第4節の通信の定めるところによるほか、次のとおりとする。

### 1 通信施設の防護

通信施設の防護並びに保守については、充分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保する。

### 2 非常電源の確保

災害発生時においては、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守並びに整備を行う。

### 3 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとる。

- (1) 基地局は、移動局との試験通話を行い無線通信を確保する。
- (2) 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか、各種異常の有無について報告する。
- (3) バッテリー等の電源確保の措置をとる。

## 第4 消防車両及び機械器具

初動体制を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備する。

### 1 消防車両の安全確保等

- (1) 地震発生後速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動する。
- (2) 建物の損傷等により出場不能のときは、速やかに警防本部へ報告し指示を受ける。

### 2 燃料資器材の確保

- (1) ホースその他器具、器材の点検。
- (2) 在庫燃料を点検しその保安に留意する。
- (3) 燃料、資器材確保のため調達方法等について配慮しておく。

## 第5 警防部隊の食糧の確保

地震発生時における消防活動は長期に及ぶことが予想されるので、消防職員及び消防団員に対する給水及び給食を考慮する。

## 1 給食対策

- (1) 地震発生後3日間の食糧を確保するものとし、隊員1人当たり9食分の非常食を備蓄する。
- (2) 調理が不能となるおそれがあり、乾パン、かん詰等の備蓄を考慮する。

## 2 給水対策

上水道が損壊し断水することを予測し、次により非常給水に備える。

- (1) 隊員1人当たり1日3リットル以上とする。
- (2) 通常の飲料水以外の水を飲料に用いるときは、ろ過、煮沸等の安全な方法をとる。

## 3 災害現場への給食、給水方法については、警防本部からの指示による。

## 第6 消防団の活動

地震災害時には、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の状況に応じた有効な活動を実施する。

### 1 緊急配備体制

当該受持区域の消防団器具置場へ参集し緊急配備体制を整える。

### 2 活動

- (1) 地震災害発生時は、受持区域内の出火防止、初期消火及び人命救助活動にあたる。
- (2) 受持区域外の炎上火災等への出場は、指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とする。

## 第3節 火災防ぎょ対策

地震による災害は、直接の被害のほか、二次災害である火災被害の占める割合が非常に多く、また同時に多発し、道路、水道及び通信網などの損傷により消火活動を阻害され、更に飛び火、旋風等によって延焼拡大の恐れがあり、死傷者を伴うことが予想されることから、地震時の被害については、同時複合的に発生することを充分理解し、平常から多角的見地に立つ判断力とともに、有機的部隊運用について、十分な準備と研究を行い、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行う。

同時多発する火災を限られた消防力によって防ぎよするには、車両用拡声器等により付近住民に対して、出火防止、初期消火の励行及び警防部隊に対する協力を広報し、現場付近にいる住民の協力を得て、多口放水に努め機械器具の全能力を活用して、現場にある消防力によって鎮圧するよう努める。

また、火災の規模と現場にある消防力から判断して、包囲体制を整えることが不可能である場合は、避難者の安全を考慮して延焼危険の大きな方面を重点として防ぎよする。

## 第 1 4 章 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃等による災害が発生した場合に、本組合として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）に基づき、迅速かつ的確に実施するための措置を定めるものとする。

### 第 1 節 市町村国民保護計画が対象とする事態

市町村国民保護計画において、想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態

#### 第 1 武力攻撃事態

国民の保護に関する基本指針においては、以下に掲げる 4 類型が対象として想定されている。

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

#### 第 2 緊急対処事態

緊急対処事態として、基本指針においては、以下に掲げる事態が対象として想定されている。

- 1 攻撃対象施設等による分類
  - (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 2 攻撃手段による分類
  - (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

### 第 2 節 武力攻撃事態等における本組合の責務

#### 第 1 主な責務

##### 1 武力攻撃災害への対処

本組合は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急・救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

##### 2 避難住民への誘導

構成市町長から避難住民の誘導の要請があった場合は、本組合が実施する消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、構成市町長の定める避難実施要領に基づき、構成市町に協力して避難住民の誘導を

行う。

## 第2 武力攻撃災害への対処に関連して実施する事項

### 1 夜間、休日等の警報の伝達

夜間、休日等に県から警報の内容の通知があった場合には、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長、吉川市役所市民安全課へ連絡する。

なお、松伏町については、庁舎管理業務員が受信する。

### 2 危険物に係る武力攻撃災害発生防止

(1) 武力攻撃事態等において、構成市町長が該当市町の区域内にある危険物製造等における危険物の引火、爆発、空気中への飛散又は周囲地域への流出を防止するため緊急の必要があると判断し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう命ずる。

ア 危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、搬送又は消費の一時禁止

ウ 危険物の所在場所の所在場所の変更又はその廃棄

#### (2) 警備の強化

構成市町長が必要があると認め、危険物の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対して警備の強化を求める。

#### (3) 武力攻撃災害の兆候の通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの情報を入手した場合、速やかに、構成市町に通知する。

#### (4) 被災情報の収集と報告

#### (5) 生活関連等施設の安全確保の支援

構成市町長等から安全確保のため支援の求めがあったときは、関係機関と連携しつつ、可能な範囲で必要な支援を行う。

## 第3 特殊標章等の使用

国民保護措置を実施する消防職団員は、吉川松伏消防組合の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成22年吉川松伏消防組合告示9号）に定める特殊標章を着用し、身分証明書を携帯すること。

### 第3節 非常招集

#### 第1 招集の方法

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めによる。

#### 第2 集合場所

第9章火災警防計画第1節の消防職団員の招集の定めによる。

### 第4節 出動

第 1 通常災害時

第 9 章火災警防計画第 2 節第 1 の通常災害時の定めによる。

第 2 非常災害時

第 9 章火災警防計画第 2 節第 2 の非常災害時の定めによる。

第 5 節 通信統制

武力攻撃事態等による災害の発生時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。

その他通信体制については、第 9 章火災警防計画第 4 節の通信の定めによる。

第 6 節 関係機関との連携

武力攻撃事態等による災害が発生した場合は、国、県、市町、県警察、自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。

## 第 1 5 章 応援協力計画

応援協力計画は、火災その他の災害が発生したとき、当消防組合管内の消防力だけでは対処できない場合に埼玉県下の消防機関及び隣接の消防機関が相互の消防力を活用して、被害を最小限度に防止するため、消防組織法第 3 9 条の規定等による消防の相互応援協力体制の整備及び同法第 4 5 条の規定による緊急消防援助隊により、不測の大規模災害等の発生に対処する。

### 第 1 節 消防相互応援

自治体の消防力は、必ずしも十分ではなく、消防署及び消防団の応援出場について協定を締結し、相互に協力する。

#### 第 1 隣接市町消防相互応援協定

##### 1 消防相互応援協定締結消防機関

草加市	昭和 4 7 年	2 月 1 5 日締結
春日部市	昭和 4 7 年	2 月 2 0 日締結
野田市	昭和 4 7 年	2 月 2 0 日締結
越谷市	昭和 4 7 年	2 月 2 5 日締結
庄和町	昭和 5 0 年 1 0 月	1 日締結
八潮市	昭和 5 3 年	6 月 3 0 日締結
三郷市	昭和 5 8 年 1 1 月	3 0 日締結

##### 2 応援の内容等

応援の内容は、各々の消防相互応援協定に定めるところによる。

#### 第 2 埼玉県下消防相互応援協定

##### 1 消防相互応援協定締結消防機関

市町村又は消防事務を含む一部事務組合

平成 1 9 年 7 月 1 日締結

##### 2 応援の内容等

応援の内容等については、埼玉県下消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準に定めるところによる。

#### 第 3 広域航空消防応援に係る事前計画による応援要請

大規模特殊災害が発生した場合において、回転翼航空機（ヘリコプター）による消防活動が必要と認められたときは、埼玉県防災ヘリコプター応援協定（平成 3 年 4 月締結）に定めるところによる。

#### 第 4 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

##### 1 消防相互応援協定締結消防機関

市町村又は消防事務を含む一部事務組合

平成 1 2 年 3 月 1 8 日締結

##### 2 応援の内容等

常磐自動車道等における火災及び救急の応援協定に定めるところによる。

#### 第 5 緊急消防援助隊の応援

県外の応援は、緊急消防援助隊運用要綱（平成 1 6 年 3 月 2 6 日消

防震第19号)及び緊急消防援助隊埼玉県隊応援等実施計画(平成16年12月24日策定)の定めるところによる。

## 第2節 関係機関との応援協力

構成市町の地域防災計画によるもののほかは、次のとおりとする。

### 第1 警察の援助協力要請

非常災害に際し、警戒区域を設定するために、消防機関だけでは対応不可能な状況の場合、又は災害の応急対応にあたり、警察の応援要請を求めることについて協議しておくものとする。

### 第2 電気、電話及びガス事業等関係機関との応援協力

電気、電話及びガス施設等の災害時の対策、または災害現場のこれら施設の被害予防等について、消防活動が円滑に行えるよう、あらかじめこれらの機関又は関係者と協議しておくものとする。

### 第3 水道事業者との応援協力

災害現場において、必要とする水量を確保するための増水措置又は断水若しくは給水制限等について水道事業者と緊密な連絡を保ち、消防活動に支障を生じないように協議しておくものとする。

### 第4 その他の協力要請等

建設資材、廃棄物等の火災鎮圧に際しては、建設重機等の活用による効果が大きいため、これら重機類の借用等について保有業者等と協議しておくものとする。

## 第3節 応援の方法等

応援の方法については、各々の消防相互応援協定書、消防相互応援協定に基づく覚書又は運用協定書等によるものとする。

### 第1 応援要請

市町長又は消防長は、非常災害が発生した場合において、本組合及び構成市町の消防団の消防力では対応することが困難で応援を必要とする事態に至ったときは、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊に係る受援計画は次によるものとする。

#### 1 事前計画

##### (1) 応援部隊用地図の整備

担当課長は、管轄区域内の次の各号に掲げる事項を明記した緊急消防援助隊用地図(白図及び組合市の防災マップ等)を作成し、所要部数を常時整備しておくものとする。

ア 消防水利(防火水槽、プール、河川等)

イ 救急医療機関の位置

ウ 食料品等の物資及び燃料の補給場所(消防車両の給油が可能な施設)

エ 進出拠点、野営場所(野営可能場所)

オ その他必要な事項(ヘリコプター離着陸場、避難場所等)

#### 2 進出拠点

- (1) 警防課長は、緊消隊の活動区域及び被災等に関する情報提供する場所として管内外における進出拠点を確保する。
- (2) 前項の進出拠点は、埼玉県受援計画第4章に規定する消防庁又は埼玉県が指定する候補地とし、別表第3に定めるとおりとする。
- (3) 警防課長は、職員の中から進出拠点の責任者及び担当職員（以下「進出拠点責任者等という。」を次により指定しておくものとする。

ア 進出拠点責任者（消防司令長又は消防司令の階級にある者）1名

イ 担当職員 2名

### 3 野営場所

- (1) 警防課長は、調整本部が緊消隊への任務指示及び活動拠点として野営場所を確保する際に協力するものとする。野営場所は別表第4のとおりとする。活動拠点は、埼玉県受援計画別表3に定める進出拠点を含むものとする。
- (2) 警防課長は、別表第4の場所が使用できない場合を想定し、別表4に定めている場所と同程度の場所を指定するものとする。
- (3) 警防課長は、職員の中から野営場所の責任者及び担当職員（以下「野営場所責任者等という。」を次により指定しておくものとする。

ア 野営場所責任者（消防司令長又は消防司令の階級にある者）1名

イ 担当職員 2名

### 4 応援要請

#### (1) 応援要請の判断

応援要請は、原則として警防本部長、警防本部付による応援要請等検討会議を開催し、応援の要否を判断するものとする。

#### (2) 応援要請の決定

警防本部長は、(1)の判断による応援要請の要否を管理者及び副管理者に報告し、承認を得るものとする。

### 5 応援要請手続

- (1) 被災地の市町長（市長から委任を受けた場合は、警防本部長と読み替える。以下同じ。）は、4(2)の応援要請の決定に基づき、速やかに埼玉県知事に要請するものとする。ただし、知事と連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して要請するものとする。
- (2) 被災地の市長は、前記の要請をした後は引き続き次に掲げる内容を知事へ連絡するものとする。

ア 緊消隊の応援を必要とする地域

イ 緊急消防援助隊の進出拠点

ウ 緊急消防援助隊の到達ルート

エ その他必要な情報

### 6 情報収集体制の強化及び連絡体制の確立

- (1) 警防本部長は、応援要請を円滑に行うため各署からの情報収集体制を効果的かつ迅速に行うとともに、発災直後の被害規模の早期把握に努めるものとする。
- (2) 大隊長は、発災直後、直ちに管内の被害規模の情報収集を行い、警防本部長に即報するものとする。また、引続き消防活動情報、



災害情報、被害情報等をそれぞれ区分収集し、時間経過とともに報告しなければならない。

(3) 関係機関の情報連絡窓口等は、次によるものとする。

ア 消防庁、県及び市等の関係機関の連絡窓口は、別表第5に定めるところによる。

イ 緊急消防援助隊の応援要請系統図は、埼玉県受援計画第2章に規定する系統図とし、別表6に定めるところとする。

## 7 部隊移動

本組合で活動中の緊消防隊に対して、他市町村又は他都県へ部隊移動の要請があった場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) 運用要綱第14条に基づく意見照会（消防庁長官の求め又は指示による場合）警防本部長は、4及び5に準じて判断・承認を経て、回答（運用要綱：別記様式4-2）するものとする。

(2) 運用要綱第15条に基づく意見照会（知事の指示による場合）警防本部長は、4及び5に準じて判断・承認を経て、回答（様式指定なし）するものとする。

## 第2 応援出動

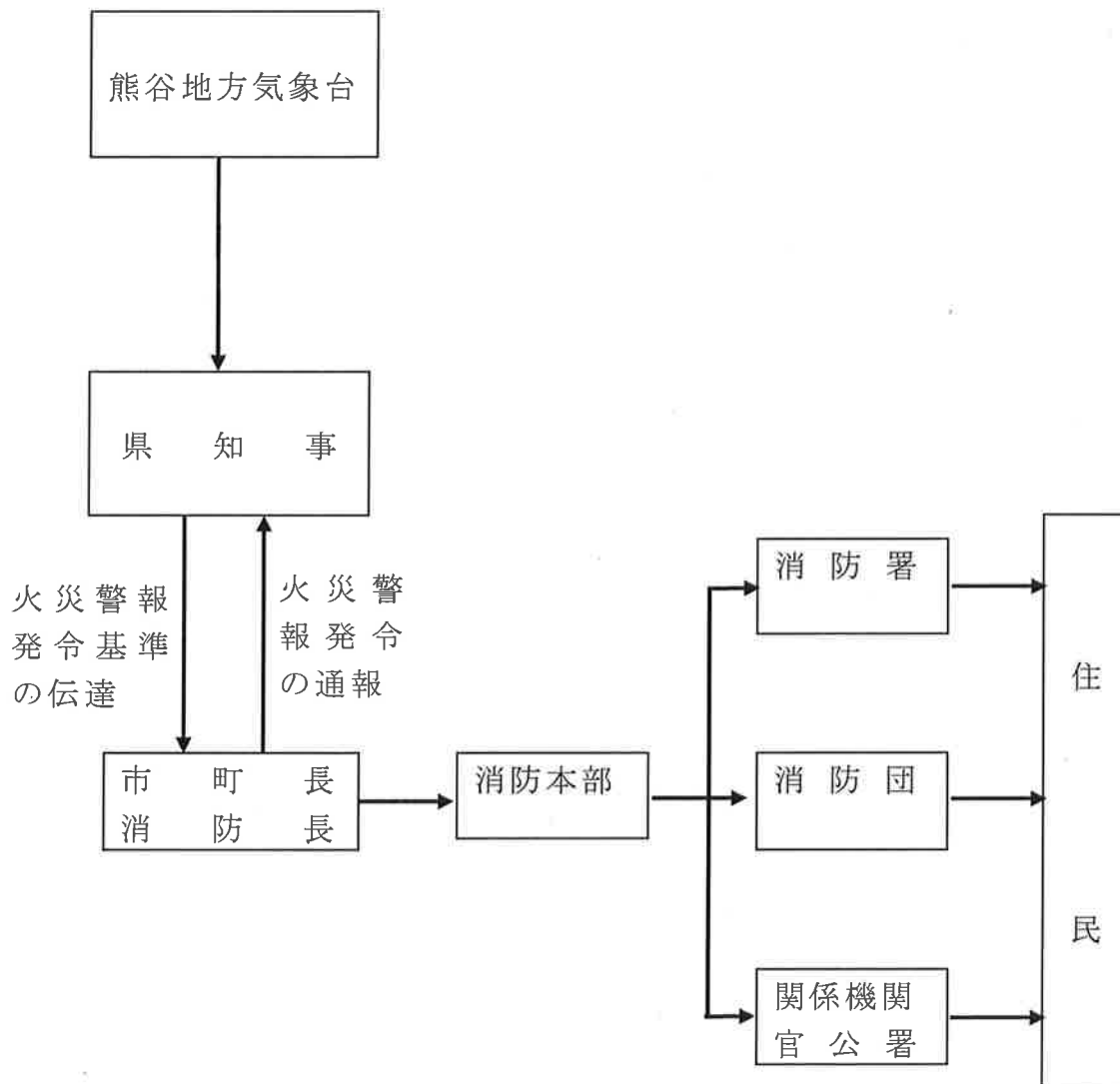
応援出動は、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊運用要綱に定めるところにより消防長の指令で出動する。

## 第3 情報等の交換

応援協定締結市町間において、次に掲げる情報及び資料等を必要の都度、相互に交換するものとする。

- 1 消防力の現況
- 2 消防水利の現況
- 3 救急指定病院等の名称、所在地及び診療科目並びに位置図
- 4 危険物施設等のうち特に危険視されるものの概要及び位置図
- 5 その他応援出場に必要な資料

別表1 (第7章関係)  
火災警報の発令系統図



別表 2 (第 9 章関係)

## 非常招集区分

種別	招集区分	招 集 者	招 集 時 期
火 災	第 1 招集	全署の週休者 別に定める吉川松伏消防 組合待機体制（以下「待機体 制」という。）による本部職 員	警防規程の出動計画及び 現場最高指揮者が認めると き
	第 2 招集	全員	大規模火災又は長期にわ たる火災で、消防隊要員の増 強が必要と警防本部長が認 めたとき
風 水 害 等 ・ 自 然 災 害	第 1 招集	待機体制による本部職員	待機体制に定めるところ による。
	第 2 招集	全署週休者	大雨・洪水及び暴風等によ り相当の被害が発生し、消防 隊要員の増強が必要と現場 最高指揮者が認めたとき
	第 3 招集	全員	大規模災害又は長期にわ たる災害で、消防隊要員の増 強が必要と警防本部長が認 めたとき
地 震	第 1 招集	待機体制による本部職員	待機体制に定めるところ による。
	第 2 招集	全員	震度 5 弱以上の地震を覚 知したとき。
救 急 救 助 事 故	第 1 招集	全署の週休者 待機体制による本部職員	救急救助現場において、消 防隊要員が必要と現場最高 指揮者が認めたとき
	第 2 招集	全員	消防隊要員の増強が必要 と警防本部長が認めたとき
武 力 攻 撃 事 態 等	第 1 招集	待機体制による本部職員	県に国民保護対策準備室 が設置された場合
	第 2 招集	本部職員の管理職者 全署の週休者	市町村に緊急事態連絡室 が設置された場合。
	第 3 招集	全員	市町村国民保護対策本部 設置の通知を受けた場合。

※ 招集する職員数については、原則として招集欄の職員とするが、現場指  
揮者、警防本部長等の判断により増減することができる。

別表3 (第15章関係)

消防庁指定 緊急消防援助隊進出拠点(6拠点)

No.	名称	所在地		面積(m <sup>2</sup> )	平常時の土地利用	管理者	座標	
		市町村名	地番等				北緯	東経
1	川口パークキング(首都高速道路使用時)	川口市	赤山430		パークキングエリア	道路公園	35° 51'	139° 45'
2	羽生パークキング(東北自動車道使用時)	羽生市	弥勒850		パークキングエリア	道路公園	36° 11'	139° 35'
3	寄居パークキング(関越自動車道使用時)	寄居町	用土5500		パークキングエリア	道路公園	36° 10'	139° 12'
4	みさと公園	三郷市	高洲	169,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 47'	139° 52'
5	川口市グリーンセンター	川口市	新井宿700	157,914m <sup>2</sup>	公園	川口市	35° 51'	139° 44'
6	さいたまスタジアム2002	さいたま市	緑区大字中野外	295,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 54'	139° 43'

埼玉県指定 緊急消防援助隊進出拠点(59拠点)

No.	名称	所在地		面積(m <sup>2</sup> )	平常時の土地利用	管理者	座標	
		市町村名	地番等				北緯	東経
1	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市	緑区大字中野外	295,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 54'	139° 43'
2	大宮公園	さいたま市	大宮区高鼻町外	678,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 55'	139° 38'
3	西遊馬公園	さいたま市	西区西遊馬3433-1地	37,500m <sup>2</sup>	運動場	さいたま市公園緑地協会	35° 55'	139° 32'
4	グリーンセンター	川口市	新井宿700	157,914m <sup>2</sup>	公園	川口市	35° 51'	139° 44'
5	道満グリーンパーク	戸田市	大字重瀬	660,000m <sup>2</sup>	公園	戸田市公園緑地公社	35° 49'	139° 38'
6	中央公園	朝霞市	青葉台1-9-1	65,600	陸上競技場、野球場、駐車場	朝霞市	35° 47'	139° 35'
7	和光樹林公園	和光市	広沢	202,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 46'	139° 36'
8	新座防災基地	新座市	新塚5077-5	20,000m <sup>2</sup>	防災基地	県	35° 46'	139° 36'
9	新座市総合運動公園	新座市	本多二丁目8-16	12,000m <sup>2</sup>	運動場	新座市	35° 47'	139° 30'
10	川越運動公園	川越市	大字下老袋388-1	135,000m <sup>2</sup>	運動公園(総合体育館、陸上競技場)	川越市	35° 55'	139° 32'
11	所沢航空記念公園	所沢市	並木外	502,000m <sup>2</sup>	公園	県	35° 48'	139° 29'
12	狭山稲荷山公園	狭山市	稲荷山1丁目	165,000m <sup>2</sup>	公園	県・狭山市	35° 51'	139° 24'
13	水子貝塚公園	富士見市	大字水子2033	40,823m <sup>2</sup>	公園	富士見市	35° 51'	139° 34'
14	福岡中央公園	ふじみ野市	上野台3-2	12,207m <sup>2</sup>	公園	ふじみ野市	35° 52'	139° 31'
15	運動公園	三芳町	藤久保1118番地1	28,607m <sup>2</sup>	運動場	三芳町	35° 49'	139° 32'
16	埼玉県立川越高等技術専門学校飯能分校	飯能市	双柳1-14	5,453m <sup>2</sup>	学校	県	35° 51'	139° 20'
17	埼玉西部防災センター	飯能市	大字小久保291	24,287m <sup>2</sup>	消防用地	所有:市管理・埼玉西部広域	35° 52'	139° 20'
18	農林総合研究センター茶業特産研究所	入間市	上谷ヶ貫244-2	134,564m <sup>2</sup>	研究施設	県	35° 48'	139° 21'
19	坂戸西高等学校	坂戸市	四日市場101	41,477m <sup>2</sup>	学校	県	35° 50'	139° 21'
20	多目的運動場(駐車場・体育館)	坂戸市	坂戸市石井1520	4,412m <sup>2</sup>	駐車場と体育館	坂戸市	36° 58'	139° 25'
21	富士見中央近隣公園	鶴ヶ島市	富士見4-1	31,156m <sup>2</sup>	公園	鶴ヶ島市	36° 57'	139° 25'
22	毛呂山町立 泉野小学校	毛呂山町	岩井353	12,088m <sup>2</sup>	学校グラウンド	毛呂山町	36° 57'	139° 19'
23	鴻巣市総合体育館	鴻巣市	大字鴻巣864-1	16,110m <sup>2</sup>	体育館	鴻巣市管理公社	36° 6'	139° 31'
24	スポーツ研修センター	上尾市	東町3-1679	14,896m <sup>2</sup>	研修施設	県	35° 58'	139° 36'

埼玉県指定 緊急消防援助隊進出拠点(59拠点)

No.	名称	所在地		面積(m <sup>2</sup> )	平常時の土地利用	管理者	座標	
		市町村名	地番等				北緯	東経
25	北本総合公園	北本市	古市場1-167	106,000	公園	北本市	36° 2'	139° 33'
26	南部大公園	伊奈町	栄4-181	10,700	公園	伊奈町	35° 59'	139° 39'
27	消防学校	鴻巣市	袋30	35,657	学校	鴻巣市	36° 5'	139° 28'
28	長宮運動広場	さいたま市	岩槻区長宮47	11,860	運動場	さいたま市	35° 57'	139° 43'
29	総合体育館及び施設用地	春日部市	谷原新田1557-1	49,639	体育館 グラウンド	春日部市	35° 57'	139° 45'
30	綾瀬川左岸広場	草加市	松江一丁目54-2及び54-30	36,395	多目的広場	草加市	35° 50'	139° 48'
31	県民健康福祉村	越谷市	北後谷82	224,123	福祉施設	越谷市	35° 53'	139° 45'
32	みさと公園	三郷市	高州3丁目	169,000	公園	三郷市	35° 47'	139° 52'
33	吉川運動公園	吉川市	きよみ野1-5	19,201	近隣公園 遊水地	吉川市	35° 54'	139° 52'
34	農林総合研究センター園芸研究所	久喜市	六万部91	109,349	研究施設	久喜市	35° 5'	139° 38'
35	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	関戸2343	60,862	市民体育館 多目的グラウンド	蓮田市	35° 1'	139° 39'
36	役場庁舎前駐車場	菫蒲町	大字新堀38	約20000	駐車場	菫蒲町	36° 3'	139° 36'
37	中央公民館	鷺宮町	鷺宮6-1-4	4,343	公共施設	鷺宮町	36° 6'	139° 40'
38	倉松公園	杉戸町	大字倉松765	47,000	運動場	杉戸町	36° 2'	139° 45'
39	松伏総合公園	松伏町	松伏町ゆめみ野4-1	6,500	スポーツグラウンド	松伏町	35° 55'	139° 50'
40	庄和総合公園	春日部市	金崎839-1	149,000	公園	春日部市	36° 59'	139° 48'
41	行田市教育文化センター	行田市	佐間3-24-7	22,559	教育施設	行田市	36° 7'	139° 28'
42	文化・学習センター	加須市	上三俣2,255	39,937	文化・学習施設	加須市	36° 8'	139° 36'
43	羽生水郷公園	羽生市	三田ヶ谷外	115,500	公園	羽生市	36° 10'	139° 36'
44	騎西町総合公園駐車場	騎西町	騎西町大字外川 355番地	6,567	騎西町総合体育館駐車場	騎西町	36° 6'	139° 35'
45	彩の国いきがい大学東松山	東松山市	石橋1587	8,093	学習施設	東松山市	36° 1'	139° 23'
46	岩鼻運動公園	東松山市	松山2681	66,398	サッカー、野球、公園	東松山市	36° 3'	139° 25'
47	コミュニケーションセンター	滑川町	大字羽尾2440-1	1,429	公民館	滑川町	36° 3'	139° 20'
48	都幾川第2球場	ときがわ町	本郷926	7,940	サッカー場	ときがわ町	36° 1'	139° 17'

埼玉県指定 緊急消防援助隊進出拠点(69拠点)

No.	名称	所在地		面積(m <sup>2</sup> )	平常時の土地利用	管理者	座標	
		市町村名	地番等				北緯	東経
49	中央防災基地	川島町	上狹111-1	72,483m <sup>2</sup>	防災基地	県	35° 58'	139° 29'
50	深谷市陸上競技場	深谷市	上野台2565	21,800m <sup>2</sup>	運動施設	深谷市	36° 10'	139° 17'
51	深谷グリーンパーク	深谷市	榎合763番地	53,817m <sup>2</sup>	運動公園施設	深谷市	36° 10'	139° 15'
52	農業教育センター	熊谷市	御正新田1355-1	200,889m <sup>2</sup>	研修施設	県	36° 7'	139° 22'
53	妻沼運動公園	熊谷市	飯塚200	101,230m <sup>2</sup>	多目的広場	妻沼町	36° 13'	139° 22'
54	川本高等学校	深谷市	本田50	34,914m <sup>2</sup>	学校	県	36° 8'	139° 17'
55	ホンダ寄居総合グラウンド	寄居町	大字用土370番地	36,900m <sup>2</sup>	サッカーグラウンド	本田技研工業(株)	36° 8'	139° 12'
56	本庄養護学校	本庄市	栗崎828	15,424m <sup>2</sup>	学校	県	36° 12'	139° 11'
57	秩父ミュージアムパーク	秩父市・小鹿野町	秩父市別所外、小鹿野町長留外	1,093,000m <sup>2</sup>	公園	県	36° 59'	139° 3'
58	ちちぶ花見の里	秩父市	大字上田野413-3	27,000m <sup>2</sup>	畑	秩父市	36° 57'	139° 2'
59	深谷市消防本部	深谷市	上敷免858	23,630m <sup>2</sup>	消防用地	深谷市	36° 13'	139° 17'

別表4 (第15章関係)

## 野営可能場所一覧表

No.	名称	所在地(住所)		面積(m <sup>2</sup> )	平常時の土地利用	管理者	遊戯所・遊 戯場所指 定の有無	用途
		市町村名	地番等					
1	オートレース場	川口市	青木5-21-1	124,561m <sup>2</sup>	オートレース場、駐 車場等	川口市	○	警察、消防、自衛隊
2	グリーンセンター	川口市	新井窪700	137,000m <sup>2</sup>	公園	川口市	○	警察、消防、自衛隊
3	荒川河川敷	川口市	舟戸町先	870,000m <sup>2</sup>	運動場等	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
4	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市	緑区大字中野 外	295,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県		警察、消防、自衛隊
5	大宮公園	さいたま市	大宮区高鼻町 外	679,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
6	陸上自衛隊大宮駐屯地	さいたま市	北区日進町1 丁目					主に自衛隊
7	西遊馬公園	さいたま市	西区西遊馬3 433-1他	37,500m <sup>2</sup>	運動場	さいたま市		警察、消防、自衛隊
8	蓮沼グリーンパーク	戸田市	大字蓮沼745	667,000m <sup>2</sup>	公園	戸田市		警察、消防、自衛隊
9	沼田公園	鳩ヶ谷市	辻88	9,507m <sup>2</sup>	公園・プール	鳩ヶ谷市	○	消防、自衛隊
10	三ツ和公園	鳩ヶ谷市	南1-8-1	15,189m <sup>2</sup>	公園	鳩ヶ谷市	○	警察、消防、自衛隊
11	朝霞西高等学校	朝霞市	柳折上ノ原2 -17	39,600m <sup>2</sup>	学校	埼玉県		警察、消防、自衛隊
12	総合体育館	朝霞市	青葉台1-5 -1	10,000m <sup>2</sup>	施設及び駐車場	朝霞市		警察、消防
13	中央公園	朝霞市	青葉台岡1- 9-1	65,600m <sup>2</sup>	陸上競技場、野球 場、駐車場	朝霞市		警察、消防
14	和光樹林公園	和光市	広沢2660- 1	202,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県・和光市	○	警察、消防、自衛隊
15	馬場運動公園	新座市	馬場4丁目39 80	14,831m <sup>2</sup>	運動場	新座市		警察、消防
16	新座市総合運動公園	新座市	本多2丁目8 -16	75,000m <sup>2</sup>	運動場	新座市	○	警察、消防
17	川越公園	川越市	池辺外	380,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
18	川越運動公園	川越市	大字下老袋3 88-1	135,000m <sup>2</sup>	運動公園(総合体育 館・陸上競技場)	川越市	○	警察、消防、自衛隊
19	所沢航空記念公園	所沢市	並木外	502,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
20	中央中学校	所沢市	並木6-3	16,247m <sup>2</sup>	グラウンド	所沢市	○	消防、自衛隊
21	狭山稲荷山公園	狭山市	稲荷山1丁目	165,000m <sup>2</sup>	公園	埼玉県・狭山市		警察、消防、自衛隊
22	ふれあい健康センター サビオ 稲荷山	狭山市	稲荷山1-12 -3	12,874m <sup>2</sup>	福祉施設駐車場	狭山市		主に警察
23	狭山市消防本部	狭山市	上奥富1172	2,609m <sup>2</sup>	消防訓練場所・駐車 場	狭山市		主に消防
24	航空自衛隊入間基地	狭山市	稲荷山2-3					主に自衛隊
25	びん沼自然公園	富士見市	大字東大久保 3692-1	57,040m <sup>2</sup>	公園	富士見市		警察、消防、自衛隊
26	水子貝塚公園	富士見市	大字水子2033	40,823m <sup>2</sup>	公園	富士見市	○	警察、消防、自衛隊
27	第2運動公園	富士見市	みどり野南4-1	47,021m <sup>2</sup>	運動場	富士見市		警察、消防、自衛隊
28	運動公園	ふじみ野 市	福岡新田247- 1	35,170m <sup>2</sup>	野球場	ふじみ野市		主に自衛隊



## 野 営 可 能 場 所 一 覧 表

29	福岡中央公園	ふじみ野市	上野台3-2	12,207㎡	公園	ふじみ野市		警察、消防、自衛隊
30	大井高等学校	ふじみ野市	大井1158-1	56,153㎡	学校	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
31	運動公園	三芳町	藤久保1118-1	28,007㎡	運動場	三芳町		警察、消防、自衛隊
32	多目的広場	三芳町	藤久保1121-8	5,022㎡	運動場	三芳町		消防、自衛隊
33	テニスコート	三芳町	藤久保1120-1	0,831㎡	テニスコート	三芳町		消防、自衛隊
34	牧場駐車場	三芳町	藤久保1100-1	15,005㎡	駐車場	三芳町		消防、自衛隊
35	川越高等技術専門学校飯能分校	飯能市	双柳1-14	5,453㎡	学校	埼玉県		主に消防
36	岩沢運動公園	飯能市	大字岩沢(河川敷)	37,000㎡	公園	飯能市		警察、消防、自衛隊
37	防災センター	飯能市	大字小久保291	24,287㎡	消防用地	飯能市	○	警察、消防
38	農林総合研究センター茶業特産研究所	入間市	上谷ヶ貫244-2	134,504㎡	研究施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
39	影の森入間公園	入間市	向陽台2丁目	150,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
40	入間市青少年活動センター	入間市	大字小谷田1601-1	12,777㎡	宅地・山林・雑種地	入間市		主に消防
41	坂戸西高等学校	坂戸市	四日市場101	41,477㎡	学校	埼玉県		警察、消防、自衛隊
42	多目的運動場(駐車場・体育館)	坂戸市	石井1520	4,412㎡	駐車場と体育館	坂戸市	○	主に消防
43	第二多目的運動場	坂戸市	石井1436	22,704㎡	グラウンド	坂戸市		警察、自衛隊
44	第一多目的運動場	坂戸市	石井1610	9,020㎡	グラウンド	坂戸市		主に警察
45	鶴ヶ島市運動公園	鶴ヶ島市	大字太田ヶ谷201-8	91,615㎡	運動公園	鶴ヶ島市		主に自衛隊
46	富士見中央近隣公園	鶴ヶ島市	富士見4-1	31,150㎡	公園	鶴ヶ島市	○	主に消防
47	日高市総合公園	日高市	大字高萩1500	110,731㎡	公園	日高市	○	主に自衛隊
48	毛呂山町立 泉野小学校	毛呂山町	岩井353	12,088㎡	学校グラウンド	毛呂山町		主に消防
49	毛呂山町ゆずの里オートキャンプ場	毛呂山町	滝ノ入505	18,000㎡	キャンプ場	毛呂山町		主に自衛隊
50	名栗げんきプラザ	飯能市	上名栗1288-2	80,672㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
51	名栗スポーツ広場	飯能市	上名栗3086	11,346㎡	運動場	飯能市	○	警察、消防
52	鴻巣市総合体育館	鴻巣市	大字鴻巣804-1	10,110㎡	体育館	鴻巣市		消防、自衛隊
53	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市	大字鴻巣034-2	46,131㎡	陸上競技場	鴻巣市		主に自衛隊
54	上尾運動公園	上尾市	堂宕外	371,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
55	スポーツ研修センター	上尾市	庫町3-1679	14,896㎡	研修施設	埼玉県		警察、消防
56	丸山公園	上尾市	平方3326	130,000㎡	公園	上尾市	○	主に自衛隊
57	平方スポーツ広場	上尾市	上野830	92,000㎡	広場	上尾市	○	主に自衛隊
58	北本総合公園	北本市	古市場1-167	108,000㎡	公園	北本市	○	警察、消防、自衛隊

## 野営可能場所一覽表

59	県民活動総合センター	伊奈町	小針内宿1600	59,997㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
60	南部大公園	伊奈町	栄4-181	10,700㎡	公園	伊奈町		警察、消防
61	町制施行記念公園	伊奈町	小針内宿732-1	122,000㎡	公園	伊奈町	○	警察、消防、自衛隊
62	丸山スポーツ広場	伊奈町	小室580	28,553㎡	サッカー場・テニスコート	伊奈町		警察、消防、自衛隊
63	消防学校	鴻巣市	栄30	35,857㎡	学校	埼玉県		警察、消防、自衛隊
64	コスモスアリーナふきあげ、校上総合運動場	鴻巣市	明用636-1	63,500㎡	グラウンド、体育館	鴻巣市		警察、消防、自衛隊
65	しらこぼと公園	さいたま市・越谷市	岩槻区末田、越谷市小曾川	215,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
66	しらこぼと運動公園	越谷市	妙原39	152,288㎡	総合公園	越谷市	○	警察、消防、自衛隊
67	長宮運動広場	さいたま市	岩槻区長宮47	11,860㎡	運動場	さいたま市		警察、消防
68	春日郎高等技術専門学校	春日部市	下火増新田81-1	14,140㎡	学校	埼玉県		警察、消防
69	総合体育館及び施設用地	春日部市	谷原新田1557-1	49,639㎡	体育館、グラウンド	春日部市	○	警察、消防、自衛隊
70	大沼運動公園	春日部市	大沼7-12	81,102㎡	体育館、グラウンド	春日部市	○	警察、自衛隊
71	綾瀬川左岸広場	草加市	松江一丁目54番30	36,395㎡	多目的広場	草加市		主に消防
72	工業団地公園	草加市	稲荷五丁目1808番	17,974㎡	野球場	草加市		主に自衛隊
73	県民健康福祉村	越谷市	北後谷82	224,123㎡	福祉施設	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
74	鶴ヶ巻根体育館・運動広場	八潮市	鶴ヶ巻根1535-1	4,981㎡	グラウンド及び体育館	八潮市	○	消防
75	リサイクルプラザ	八潮市	八條2358	5,790㎡	粗大ゴミ処理施設	八潮市		主に自衛隊
76	リサイクルプラザ隣接広場	八潮市	八條2338-1	8,543㎡	野球場	八潮市		主に自衛隊
77	みさと公園	三郷市	高州	169,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
78	半田運動公園	三郷市	半田地先	31,000㎡	運動公園	三郷市		警察、消防、自衛隊
79	吉川運動公園	吉川市	きよみ野一丁目5番地	19,201㎡	公園、調整池	吉川市		警察、消防、自衛隊
80	農林総合研究センター園芸研究所	久喜市	六万部91	109,349㎡	研究施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
81	久喜農業公園	久喜市・真流町	久喜市河原井町 真流町昭和沼	87,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
82	清久公園	久喜市	清久町9	20,400㎡	公園	久喜市	○	警察、消防、自衛隊
83	蓮田養護学校	蓮田市	嵐浜4088-4	19,012㎡	学校	埼玉県	○	警察、消防
84	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	関戸2343	60,062㎡	市民体育館・多目的グラウンド	蓮田市		警察、消防、自衛隊
85	幸手総合公園 陸上グラウンド	幸手市	木立1779	24,000㎡	陸上グラウンド	幸手市	○	警察、自衛隊
86	幸手市青少年サッカー場	幸手市	神明内184	8,112㎡	サッカーグラウンド	幸手市		主に警察
87	総合運動公園	宮代町	大字和戸1034	35,640㎡	運動場	宮代町	○	警察、消防、自衛隊
88	白岡町総合運動公園	白岡町	千駄野345	126,950㎡	運動場(テニス、野球、サッカー等)	白岡町	○	警察、消防、自衛隊

## 野営可能場所一覽表

89	高岩公園	白岡町	新白岡3-43	23,242㎡	公園	白岡町	○	警察、消防、自衛隊
90	八幡公園	白岡町	白岡858-1	6,958㎡	公園	白岡町	○	警察、消防、自衛隊
91	役場庁舎前駐車場	蕨蒲町	大字新堀38	20,000㎡	駐車場	蕨蒲町		警察、消防
92	寺田緑地グラウンド	蕨蒲町	大字蕨蒲 5013-42	17,500㎡	グラウンド	蕨蒲町	○	警察、消防
93	豊田コミュニティープラザ	栗橋町	南栗橋12-1-3	33,085㎡	公園	栗橋町	○	消防、自衛隊
94	町民グラウンド	栗橋町	南栗橋12-6-1	35,291㎡	運動場	栗橋町		消防、自衛隊
95	鷺宮運動広場	鷺宮町	鷺宮6-312 0	12,100㎡	グラウンド	鷺宮町		警察、消防、自衛隊
96	中央公民館	鷺宮町	鷺宮6-1-4	4,343㎡	公共施設	鷺宮町		警察、消防
97	倉松公園	杉戸町	大字倉松765	47,000㎡	運動場	杉戸町		警察、消防、自衛隊
98	松伏総合公園	松伏町	ゆめみ野東3	6,500㎡	スポーツグラウンド	松伏町		主に消防
99	庄和総合公園	春日部市	釜崎839-1	149,000㎡	公園	春日部市	○	警察、消防、自衛隊
100	上柳ゲートボールグラウンド	春日部市	上柳15-1	11,037㎡	ゲートボール用地地	春日部市		主に警察
101	さきたま古墳公園	行田市	佐間外	285,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
102	行田市教育文化センター	行田市	佐間3-24- 7	22,559㎡	教育施設	行田市		警察、消防、自衛隊
103	文化・学習センター	加須市	上三俣2255	39,937㎡	文化・学習施設	加須市	○	警察、消防、自衛隊
104	羽生水郷公園	羽生市	三田ヶ谷外	185,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
105	羽生中央公園	羽生市	庫9丁目地内	10,800㎡	公園	羽生市	○	警察、消防、自衛隊
106	環境科学国際センター	騎西町	上植足914	40,134㎡	研究施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
107	騎西町総合公園駐車場	騎西町	騎西町大字外 川 355番地	6,502㎡	騎西町総合体育館 駐車場	騎西町	○	主に消防
108	種苗センター	鴻巣市	関新田1693 -1	56,055㎡	研究施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
109	伊賀袋スーパー堤防	北川辺町	伊賀袋地先	5,000㎡	避難所及び備蓄倉 庫	北川辺町	○	消防、自衛隊
110	大利根運動公園	大利根町	北下新井884- 1	54,000㎡	運動公園	大利根町	○	警察、消防、自衛隊
111	彩の国いきがい大学東松山	東松山市	石橋1587	8,093㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防
112	岩鼻運動公園	東松山市	松山2681	60,398㎡	サッカー、野球、公園	東松山市		警察、消防、自衛隊
113	正代運動広場	東松山市	正代298-1	61,237㎡	野球、フットボール	東松山市		警察、消防、自衛隊
114	コミュニティーセンター	滑川町	大字羽尾244 0-1	2,323㎡	公民館	滑川町	○	主に消防
115	総合運動公園	嵐山町	鎌形505	38,322㎡	運動場	嵐山町	○	警察、消防、自衛隊
116	嵐山町役場	嵐山町	杉山1030- 1	25,147㎡	駐車場	嵐山町	○	警察、消防
117	鎌形野球場	嵐山町	鎌形3072- 1	10,892㎡	野球場	嵐山町	○	警察、消防
118	小川げんきプラザ	小川町	木呂子561	432,019㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊

## 野営可能場所一覽表

119	小川町総合運動場	小川町	大字高谷141-1	51,203㎡	総合運動場	小川町		警察、消防、自衛隊
120	西平運動場	ときがわ町	大字西平945-1	20,939㎡	グラウンド	ときがわ町		警察、消防
121	本郷第2球場	ときがわ町	本郷926	7,940㎡	サッカー場	ときがわ町		主に警察
122	本田エアポート	川島町	出丸下郷53-1	550,000㎡	飛行場	本田航空株式会社		警察、消防、自衛隊
123	ふれあい広場	吉見町	小新井142	80,000㎡	運動場	吉見町		警察、消防、自衛隊
124	東京電機大学鳩山キャンパス	鳩山町	石坂925-1他	320,873㎡	学校用地	学校法人東京電機大学	○	消防、自衛隊
125	航空自衛隊熊谷基地	熊谷市	格六間839					主に自衛隊
126	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市	上川上外	784,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
127	深谷市浄化センター	深谷市	上敷免2	100,650㎡	下水処理施設	深谷市		警察、消防、自衛隊
128	深谷市楡上競技場	深谷市	上野台2565	21,800㎡	運動施設	深谷市	○	警察、消防
129	深谷グリーンパーク	深谷市	産合763	53,817㎡	運動公園施設	深谷市	○	警察、消防
130	文化財収納施設	熊谷市	船本台4-4-1	24,641㎡	研究施設	埼玉県		警察、消防
131	総合教育センター江南支所	熊谷市	御正新田1355-1	200,880㎡	研修施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
132	岡部中学校	深谷市	山河1214	39,130㎡	学校用地	深谷市	○	主に消防
133	深谷市岡部中央グラウンド	深谷市	山河1-1	34,802㎡	多目的グラウンド	深谷市		消防、自衛隊
134	花園水辺公園	深谷市	小前田396-11	57,500㎡	公園	深谷市		主に消防
135	川の博物館	寄居町	小園39	24,424㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防
136	本田技研寄居グラウンド	寄居町	大字用土370	30,900㎡	サッカーグラウンド	本田技研工業(株)		警察、消防、自衛隊
137	本庄養護学校	本庄市	栗崎828	15,424㎡	学校	埼玉県	○	消防、自衛隊
138	本庄市立東小学校体育館	本庄市	日の出1-2-1	17,231㎡	教育施設	本庄市	○	主に自衛隊
139	児玉白樺高等学校	本庄市	児玉町金屋980	104,927㎡	学校	埼玉県		警察、消防、自衛隊
140	本庄市児玉総合運動公園グラウンド	本庄市	児玉町小平1258	30,840㎡	運動場	本庄市		警察、消防
141	神川げんきプラザ	神川町	池田756	58,283㎡	学習施設	埼玉県		警察、消防、自衛隊
142	神川ゆ〜ゆ〜ランド	神川町	大字小浜1504-33(代表)	178,453㎡	主に運動場	神川町		警察、消防、自衛隊
143	上里町立 上里中学校	上里町	大字七本不336	9,000㎡	運動場	上里町	○	消防、自衛隊
144	秩父ミュージアパーク	秩父市・小鹿野町	秩父市別所外、小鹿野町長畷外	1,093,000㎡	公園	埼玉県	○	警察、消防、自衛隊
145	長瀬げんきプラザ	長瀬町	井戸357	10,256㎡	学習施設	埼玉県	○	主に警察
146	長瀬町総合グラウンド	長瀬町	大字岩田1720-2	12,030㎡	野球場及びサッカー場	長瀬町		警察、消防、自衛隊
147	取方サッカー場	秩父市	下吉田370	11,901㎡	運動場	秩父市		主に自衛隊
148	小鹿野文化センター	小鹿野町	小鹿野167-1	3,140㎡	建物敷地	小鹿野町		消防、自衛隊

## 野営可能場所一覽表

149	小鹿野町民体育館	小鹿野町	小鹿野178	1,289㎡	建物敷地	小鹿野町		主に自衛隊
150	小鹿野中学校校庭	小鹿野町	小鹿野146	30,075㎡	校庭	小鹿野町		消防、自衛隊
151	ちちぶ花見の里	秩父市	大字上田野4 13-3	27,000㎡	畑	秩父市		警察、消防、自衛隊
152	ふれあい広場	東秩父村	大字御堂549	30,000㎡	総合グラウンド	東秩父村		警察、消防、自衛隊
153	奉手市市民文化体育館	奉手市	平須賀2380	20,885㎡	体育館	奉手市	○	主に消防
154	奉手市保健福祉総合センター	奉手市	天神島1030 -1	13,994㎡	駐車場	奉手市	○	主に消防
155	はらっパーク宮代	宮代町	金原295	64,420㎡	公園	宮代町	○	警察、消防、自衛隊
156	行田総合公園	行田市	和田1165	23,000㎡	公園	行田市	○	警察、消防
157	北川辺中学校	北川辺町	豊倉3705	44,263㎡	中学校	北川辺町	○	消防、自衛隊
158	川島町コミュニティセンター駐車場	川島町	下八ツ林696	19,722㎡	サッカー場、駐車場	川島町		警察、消防
159	平成の森公園多目的広場	川島町	下八ツ林920 -1	16,000㎡	運動場	川島町		警察、消防
160	遠跡の森総合公園	美里町	甘粕343	23,000㎡	運動場、体育館、コ ミュニティ施設	美里町	○	警察、消防
161	横瀬町民グラウンド	横瀬町	横瀬6351	24,390㎡	野球場	横瀬町	○	警察、消防
162	皆野スポーツ公園	皆野町	下田野1119 -1	40,230㎡	野球場ほか	皆野町	○	警察、消防
163	熊谷運動公園	熊谷市	小島157-1	306,000㎡	公園	熊谷市	○	警察、消防、自衛隊
164	別府沼公園	熊谷市	西別府1456	170,926㎡	公園	熊谷市	○	警察、消防、自衛隊
165	江南総合公園	熊谷市	坂井377-1	128,000㎡	公園	熊谷市		警察、消防、自衛隊

別表5 (第15章関係)

## 関係機関連絡先一覧表 (受援関係)

区分	名称	時間区分	連絡窓口		消防防災無線電話		N T T		衛星電話	
			電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
国	総務省消防庁	昼間	90-49013	90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033		
		夜間	90-49101	90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49101	048-500-90-49036		
埼玉県	埼玉県危機管理防災部	昼間	11-63160	11-950	048-830-3166	048-830-4776	011-200-63171	011-200-64776		
		夜間			048-822-4149	048-824-7079				
埼玉県 代表消防機関	さいたま市消防局	昼間			048-833-7944	048-833-7201	011-704-5612	011-704-5095		
		夜間			048-833-5000	048-833-1237	011-704-5521	011-704-5540		
埼玉県 代表消防機関代行	川口市消防本部	昼間			048-261-7351	048-262-5050				
		夜間			048-501-0117	048-521-1207				
埼玉県 代表消防機関代行	蕨市消防本部	昼間			048-501-0116	048-526-9003				
		夜間			03-3212-2111 (内3546)		03-3213-1476	013-601-01-4624	013-601-01-6704	
埼玉県 代表消防機関代行	東京消防庁	昼間			045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-175			
		夜間								
埼玉県 代表消防機関代行	横浜市安全管理局	昼間			044-223-2605	044-223-2619	014-300-301-2633			
		夜間			044-200-0119	044-223-2654				
埼玉県 代表消防機関代行	川崎市消防局	昼間			043-202-1653	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109		
		夜間			043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669		
埼玉県 代表消防機関代行	千葉市消防局	昼間			052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-6666		
		夜間			052-961-3338	052-953-0119				
埼玉県 代表消防機関代行	名古屋市消防局	昼間			06-4393-6545	06-4393-4760	027-400-1-220	027-400-5		
		夜間			06-4393-4988	06-4393-4060				
埼玉県 代表消防機関代行	静岡市消防防災局	昼間			054-255-9739	054-255-9734				
		夜間			054-255-9700	054-255-9731	022-848-9999	022-848-9100		
埼玉県 代表消防機関代行	浜松市消防本部	昼間			053-475-7552	053-475-1198	022-847-9999	022-847-9100		
		夜間								
埼玉県 代表消防機関代行	水戸市消防本部	昼間			029-221-0111	029-221-0147	008-800-409	008-800-300		
		夜間								
埼玉県 代表消防機関代行	前橋市消防局	昼間	71-3181	81-4181	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1351	010-701-1390		
		夜間					010-701-1400	010-701-1390		
埼玉県 代表消防機関代行	千葉市消防局	昼間			043-202-1653	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109		
		夜間			043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669		
埼玉県 代表消防機関代行	東京消防庁	昼間			03-3212-2111 (内3546)		013-601-01-4624	013-601-01-6704		
		夜間								
埼玉県 代表消防機関代行	茨城県	昼間			029-857-8511	029-857-8501	008-620-409	008-620-300		
		夜間								
埼玉県 代表消防機関代行	栃木県	昼間			028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
		夜間			090-8587-1358					
埼玉県 代表消防機関代行	福島県	昼間			0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-01	007-333-10		
		夜間			090-8258-0835					

関係機関連絡先一覧表 (受援関係)

区分	名称	時間区分	連絡窓口	消防防災無線電話		N T T		衛星電話	
				電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X
第一次出勤航空部隊	群馬県	昼間	防災航空隊	10-351	10-310	027-265-0200	027-265-6900	010-300-2242	010-300-4453
		夜間	総務部消防課			027-228-2242	027-221-0158		
	千葉県	昼間	消防部消防課			043-202-1653	043-202-1654	012-101-900-3111	012-101-900-3109
		夜間	消防部警備課			043-223-1631	043-232-1678	012-101-900-3661	012-101-900-3663
	東京	昼間	消防部航空隊			03-3213-1476	013-601-01-4624	012-601-01-6704	013-601-01-6738
		夜間	消防部航空隊			042-521-0190	042-521-0191	013-601-01-5633	013-601-01-6738
		昼間	消防課			019-626-7402	019-651-9916	003-414-1	003-414-9
		夜間	通信指令課			019-622-2175	019-626-4016	003-414-2	
	盛岡地区広域行政事務組合消防本部	昼間	総務部総務課			022-234-1111	022-234-1120	004-621-6666	
		夜間	防災安全部指令課			022-234-0118	022-234-0118		
	仙台市消防局	昼間	消防課			018-823-4243	018-823-9006	005-201-474	005-201-330
		夜間	指令課			018-823-4265	018-823-7214	005-201-326	
	秋田市消防本部	昼間	消防課			023-634-1197	023-624-6687	7-744-901	7-744-950
		夜間	通信指令課			023-634-1198	023-631-7320		
山形市消防本部	昼間	消防課			024-534-9102	024-534-0310	007-270-88-222	007-270-10	
	夜間	通信指令課			024-534-0119	024-534-0119	007-270-01		
福島市消防本部	昼間	消防課			028-625-5500	028-625-5509	009-651-211	009-651-01	
	夜間	通信指令課		09-651-02	09-651-01	028-625-3001			
宇都宮市消防本部	昼間	指令課			045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-175		
	夜間	指令課							
横浜市安全管理局	昼間	消防課			025-223-6253	025-223-3219	015-492-2053	015-492-2049	
	夜間	消防課			025-223-3191	025-223-3193	015-492-2074	015-492-2079	
新潟市消防局	昼間	消防課			076-493-4141	076-493-4018	016-501-233	016-501-261	
	夜間	通信指令課			076-493-4011	076-493-4011	016-501-250	016-501-268	
富山市消防局	昼間	消防課			055-222-1269	055-222-7583	019-213		
	夜間	通信指令課			055-222-1190	055-235-1351			
甲府地区広域行政事務組合消防本部	昼間	消防課			026-227-8000	026-226-8461	020-201-6101	020-201-6132	
	夜間	通信指令課			026-226-0119	026-226-6398	020-201-1135		
長野市消防局	昼間	消防部消防課			054-255-9739	054-255-9734			
	夜間	消防部指令課			054-255-9700	054-255-9731	022-848-9999	022-848-9100	
静岡市消防防災局	昼間	消防部指令課			019-629-5156	019-629-5179	003-111-22-5156	003-111-22-5174	
	夜間	消防部指令課		03-17 03-19	03-40				
岩手県	昼間	消防部総合防災室			022-288-2324	022-288-2325			
	夜間	消防部総合防災室							
宮城県	昼間	防災航空隊							
	夜間	防災航空隊							
仙台市	昼間	消防航空隊			022-288-0100	022-288-0012			
	夜間	消防航空隊							
秋田県	昼間	消防防災航空隊			018-886-8103	018-886-8105	005-110-59	005-110-50	
	夜間	消防防災航空隊			018-860-4566				

関係機関連絡先一覧表（その他の機関）

区分	名称	担当課	地上系		衛星系		電話番号 FAX番号	住所
			地上電話	地上FAX	行内電話	衛星FAX		
自衛隊	1 陸上自衛隊 大宮駐屯地	第3空挺団 隊第3科災害救 援隊	4851				〒331-0823 さいたま市北区日進1丁目	
	1 熊谷地方気象台	防災業務課	70-4855	70-4857			〒360-0814 熊谷市桜町1-6-10	
	1 NHK	技術部	4861				〒330-0061 さいたま市浦和区新豊6-1-21	
メディア	2 埼玉テレビ埼玉	報道部	4862				〒330-0061 さいたま市浦和区新豊6-36-4	
	3 株式会社FM NACK5		4863				〒330-8579 さいたま市浦和区新豊6-2-JACKLINE11F	
	1 N T T 東日本(株) 埼玉支店		4871				〒330-0081 さいたま市中央区新都心9-1-197-327	
ライフライン	2 東京ガス(株) 埼玉運営センター(元)ガス	総務課	4872				〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-16-20	
	3 東京電力(株) 埼玉支店	総務グループ	4873				〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-14-2	
	4 L P ガス協会	業務課	4875				〒330-0063 さいたま市浦和区豊砂1-2-1-410	
	5 武洲ガス	供給部 供給管理グループ	4876				〒350-1192 川越市田町32-12 049-241-9000 24H 可 049-247-0780	
	6 東武ガス	保安グループ	4877				〒344-0021 春日部市大字大塚202	
	1 (株) ナンブ (旧 南都米穀)	総務課	70-4971				〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-2-16	
供養	2 埼玉北部米穀	総務課	80-4972				〒360-0024 熊谷市陸屋町4-3-7	
	1 全農埼玉本部	総務課	70-4981				〒330-0063 さいたま市浦和区豊砂3-12-9	
金融	1 埼玉りそな銀行	オペレーションセンター 業務サポート室	83-4975				〒330-9301 代表 さいたま市浦和区豊砂3-15-1	

H21.6.30



関係機関連絡先一覧表（その他の機関）

区分	名称	担当課	地上系		衛星系		電話番号	住所
			地上電話	地上FAX	市内電話	衛星FAX		
交通	1 JR東日本大宮支社	安全対策室		4951			048-642-7325 048-642-7398	〒330-9555 さいたま市大宮区緑町434-4
	2 JR東日本高崎支社	輸送指令室		4952			027-322-1825 027-320-7162	〒370-0841 高崎市栄町6-26
	3 東武鉄道	運輸計画課		4953			03-3621-5234 03-3621-5244	〒131-0045 東京都東田区担上1-1-2
	4 西武鉄道	計画管理課 安全対策課		4954			04-2926-2140 04-2926-2204	〒359-0037 所沢市くすのき台1-11-1
	5 秩父鉄道	施設課		4955			0485-23-3315 0485-26-0551	〒360-0033 熊谷市曙町1-1
	6 埼玉新都市交通	指令所		4956			048-722-1221 048-722-1220	〒362-0806 伊奈町大字小室288
	7 埼玉高速鉄道	指令所		4957			048-878-6845 048-878-6848	〒336-0963 さいたま市緑区大字大門下3888
	8 東日本高速道路 監理支社	工事課所		4959			048-749-9620 千葉県が設置	〒339-0056 さいたま市岩槻区加道260
	9 埼玉県トラック協会	交通課課長		4962			048-645-2771 048-644-8080	〒330-0835 さいたま市大宮区北袋1-299-3
	10 バス協会	事務局		4963			048-824-5539 048-831-5416	〒330-0063 埼玉県交通課管内 さいたま市浦和区麗砂2-2-15 未設置

H21630



## 関係機関連絡先一覧表(災害拠点病院)

区分	施設名	開設者	住所	診療科目	病床数	連絡先		
						担当部署	電話番号	FAX番号
基幹	川口市立医療センター	川口市	川口市西新井宿180	内・循・小・精・外・整・脳外・形外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放・麻	539	管理課	048-287-2525	048-280-1566
地域	自治医科大学附属さいたま医療センター	学校法人自治医科大学	さいたま市大宮区天沼町1-847	内・外・整外・脳外・心外・泌・皮・眼・耳・リハ・麻・放・婦・歯	408	総務課	048-647-2111	048-648-5166
地域	埼玉医科大学総合医療センター	学校法人埼玉医科大学	川越市大字竊田字辻道町1981	内・循・神精・小・外・心外・整外・形外・脳外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放・麻	913	総務課	049-228-3411	049-225-1677
地域	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	学校法人北里研究所	北本市荒井6-100	内・循・神内・小・外・整・脳外・形外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・放・麻	380	総務課	048-593-1220	048-593-1239
地域	社会福祉法人恩賜財団埼玉県済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	北葛飾郡栗橋町小右衛門714-6	内・循・小・外・脳外・泌・皮・眼・耳・リハ・放・麻	314	総務課	0480-52-3611	0480-52-0954
地域	深谷赤十字病院	日本赤十字社埼玉県支部	深谷市上柴町西5-8-1	内・循・小・精・外・整・脳外・心外・形外・泌・皮・産・眼・耳・神内・消・小外・放・麻・呼外	506	総務課	048-571-1511	048-573-5351
地域	さいたま赤十字病院	日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市中央区上落合8-3-33	内・循・小・精・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・神内・消・呼・放・麻・呼外・形外	605	総務課	048-852-1111	048-852-3120
地域	獨協医科大学越谷病院	学校法人獨協学園	越谷市南越谷2-1-50	内・呼・消・循・小・精・外・整外・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・小外・麻・放	723	庶務課	048-965-1111	048-965-1127
地域	さいたま市立病院	さいたま市	さいたま市緑区三室2460	内・循・小・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・神内・小外・麻・放・精	567	庶務課	048-873-4111	048-873-5451
地域	防衛医科大学校病院	防衛省	所沢市並木3-2	内・循・神・小・精・外・整外・脳外・心外・形外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯	800	庶務課	04-2995-1511	04-2995-0633
地域	社会福祉法人恩賜財団埼玉県済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	川口市西川口5-11-5	小・精・外・整外・脳外・泌・皮・産・眼・耳	400	総務課	048-253-8907	048-256-5703
地域	埼玉医科大学国際医療センター	学校法人埼玉医科大学	日高市大字山根字稲荷山1397-1	内・精・神内・呼・消・循・小・外・整・形・脳・呼外・心外・皮・泌・婦・眼・耳・リハ・放・歯外・麻	600	医務課	042-984-4115	042-984-4740

県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

区分	機関名 (支部名)	担当課	地上系			衛星系			加入番号 FAX番号	住所
			発信特番	市内電話 地上電話	地上FAX	発信特番	市内電話	衛星FAX		
支 部 局	1 河和県庁事務所 (さいたま)	総務防災担当	9	83-227 83-999	83-960	989 89	283-227	283-950	048-822-5140 内227 048-822-4381	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
	2 西部地域振興センター (川口)	防災担当	9	74-202 74-999	74-960	989 89	274-202	274-950	048-256-1110 048-257-0529	〒332-0035 川口市西青木2-13-1
	3 西部地域振興センター (朝霧)	防災担当		73-352 73-999	73-960	89	273-352	273-950	048-451-1110 048-451-1113	〒351-0025 朝霧市三原1-3-1
	4 東部地域振興センター (香日郡)	防災担当	9	76-202 76-999	76-960	989 89	276-202	276-950	048-737-1110 内202 048-737-9958	〒344-0038 香日郡市大沼1-76
	5 県央地域振興センター (上尾)	防災担当	*9	86-310 86-999	86-960	89	285-312 285-951	285-950	048-777-1110 048-777-1166	〒362-8527 上尾市大字南239-1
	6 川越北企地域振興センター (川越)	防災担当	9	72-205 72-999	72-960	989 89	272-205	272-950	049-244-1110 内205 049-243-1707	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1
	7 西部地域振興センター (所沢)	防災担当	9	84-264 84-999	84-960	989 89	284-264	284-950	04-2993-1110 04-2993-1113	〒359-8585 所沢市並木1-8-1
	8 利根地域振興センター (行田)	防災担当	9	79-206 79-999	79-960	989 89	279-206	279-950	048-555-1110 内206 048-554-4442	〒361-0052 行田市本丸2-20
	9 北部地域振興センター (麻谷)	防災担当	9	80-208 80-999	80-960	989 89	280-207	280-950	048-524-1110 内207 048-524-0770	〒360-0031 麻谷市末広3-9-1
	10 秋父地域振興センター (秋父)	防災担当	9	82-269 82-999	82-960	989 89	282-269	282-950	0494-24-1110 内269 0494-24-1741	〒368-0042 秋父市東町29-20

H21.6.30

県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

H201630

区分	名称	担当課	地上系			衛星系		代表電話		住 所
			発信 番号	行内電話 地上電話	地上FAX	発信 番号	行内電話	衛星FAX	直通電話 F A X	
市 町 村 区	1 さいたま市	総務局危機管理 部防災課	87	4100-XXXX 4700		89	204-2357	204-4299	048-829-1111 内2356 048-829-1126 048-829-1978	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	2 川崎市	総務部 防災危機管理課	88	4201-XXXX 4701		89	201-2241	201-4999	048-224-8811 内2241 048-224-5016 048-225-2895	〒350-8601 川崎市元町1-3-1
	3 麻谷市	市民部 危機管理室	83	4202-XXX 4702		84	202-333	202-498	048-524-1111 内333 048-524-1152 048-526-9051	〒360-8601 麻谷市芝町2-47-1
	4 川口市	総務部 災害対策室	69	4203-XXXX 4703		69	203-2246	203-2999	048-258-1110 内2246 048-258-1190 048-252-4074	〒332-8601 川口市青木2-1-1
	5 行田市	市民生活部 防災安全課	78	4206-XXXX 4704		79	206-282	206-399	048-556-1111 内282 048-556-2117	〒361-8601 行田市本丸2-5
	6 秩父市	総務部 危機管理課	85	4207-XXXX 4705		89	207-1231	207-2999	0494-22-2211 内1231 0494-22-2206 0494-22-1563	〒368-8686 秩父市麻木町8-15
	7 所沢市	総合政策部 危機管理課	87	4208-XXXX 4706		89	208-9399	208-3999	04-2998-1111 内9399 04-2998-9399 04-2998-9042	〒359-8501 所沢市並木1-1-1
	8 飯能市	市民生活部 生活安全課	83	4209-XXX 4707		89	209-621	209-299	042-973-2111 内613 042-973-2126 042-974-6737	〒357-8501 飯能市大字双柳1-1
	9 加須市	安全環境経済部 市民安全課	88	4210-XXX 4708		89	210-256	210-499	0480-62-1111 内256 0480-62-1144 0480-62-1934	〒347-8501 加須市大字下三俣290
	10 本庄市	総務部 まちづくり課	84	4211-XXXX 4709		80	211-3614	211-2999	0496-26-1111 内3615 0496-26-1184 0495-22-0602	〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
	11 東松山市	総務部 防災安全課	84	4212-XXX 4710		なし		212-01	0493-23-2221 内618 0493-21-1206 0493-22-7799	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58
	12 春日部市	危機管理防災室	89	4214-XXXX 4712		899	214-22341	春日 9 214-3999	048-736-1111 内2341 048-734-0869	〒344-8577 春日部市中央6-2
	13 狭山市	市民部 防災課	88	4215-XXXX 4713		84	215-3696	215-6999	04-2953-1111 内3694 04-2954-8670	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
	14 羽生市	総務部 地域振興課	88	4216-XXX 4714		89	216-222	216-399	048-561-1121 内222 048-561-1948 048-563-2322	〒348-8601 羽生市東6-15
	15 鴻巣市	市民生活部 生活安全課	15	4217-XXXX 4715		17	217-2474	217-2499	048-541-1321 内2460 048-541-9017 048-543-9480	〒365-8601 鴻巣市中央1-1

県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

区分	名称	担当課	地上系			衛星系			代表電話 直通電話 F A X	内線	住所
			発信 番号	市内電話 地上電話	地上FAX	発信 番号	市内電話	衛星FAX			
市	16 深谷市	総務部 危機管理課	88	4218-XXXX 4716		218-2031	89	218-9817	内2031	〒366-8501 深谷市仲町1-1	
	17 上尾市	市民部 市民安全課	97	4219-XXXX 4717		219-465	99	219-497	内465	〒362-8501 上尾市本町3-1-1	
市	18 幸加市	市民部 危機管理担当	91	4221-XXXX 4718		221-1523	89	221-4999	内1522	〒340-8550 幸加市高砂1-1-1	
	19 越谷市	協働安全部 危機管理課	88	4222-XXXX 4719		222-2154	89	222-2999	内2154	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	
市	20 蕨市	市民生活部 安心安全推進課	18	4223-XXXX 4720		223-256	19	223-599	内256	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	
	21 戸田市	総務部 危機管理防災課	77	4224-XXXX 4721		224-311	81	224-499	内311	〒335-8588 戸田市内戸田1-18-1	
町	22 入間市	市民部 防災防犯課	88	4225-XXXX 4722		225-2143	89	225-2998	内2154	〒358-8511 入間市墨岡1-16-1	
	23 鳩ヶ谷市	市民環境部 防災・自治振興課	88	4226-XXXX 4723		226-2221	89	226-2999	内5531	〒334-8511 鳩ヶ谷市三ツ和1-14-3	
市	24 朝霞市	総務部 危機管理課	68	4227-XXXX 4724		227-2372	69	227-3998	内2372	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	
	25 志木市	市民生活部 生活安全課	78	4228-XXXX 4725		228-2321	79	228-2999	内2326	〒353-8501 志木市中宗匠1-1-1	
市	26 和光市	総務部 生活安全課	193	4229-XXXX 4726		229-2376	192	229-3999	内2376	〒351-0192 和光市広沢1-5	
	27 新座市	市民環境部 市民安全課	85	4230-XXXX 4727		230-1326	89	230-3999	内1328	〒352-8623 新座市野火止1-1-1	
市	28 横川市	市民生活部 安心安全課	78	4231-XXXX 4728		231-1372	79	231-1999	内1372	〒363-8501 横川市紫1-3-28	
	29 久喜市	市民生活部 生活安全課	88	4232-XXXX 4729		232-2367	69	232-4999	内2367	〒346-8501 久喜市大字下早見85-3	
市	30 北本市	<b>生活安全課	182	4233-XXXX 4730		233-2286	18	233-2398	内2285	〒364-8633 北本市本町1-111	

H21.6.30

県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

H21630

区分	名称	担当課	地上系			衛星系			代表電話		住所
			市内電話	地上電話	地上FAX	発信番号	市内電話	衛星FAX	区通電話	FAX	
市 町 村 局	31 八潮市	環境経済部 交通防災課	57 4234-XXX 4731			58	234-305	234-499	048-986-2111 内305 048-986-2866 048-986-7367	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	
	32 富士見市	まちづくり環境部 安心安全課	*8 4235-XXX 4732			89	235-222	235-399	049-251-2711 内446 049-254-2000	〒354-8511 富士見市大字鶴居1800-1	
	33 三郷市	総務部 安全推進課	#1 4237-XXXX 4734			90	237-4496	237-2999	048-953-1111 内7809 048-952-1294 048-952-6780	〒341-8501 消防庁管内 三郷市花和田648-1	
	34 蓮田市	総務部 危機管理室	95 4238-XXX 4735			98	238-297	238-299	048-768-3111 内297 048-765-1734 048-765-1700	〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1	
	35 坂戸市	総務部 防災安全課	86 4239-XXX 4736			89	239-219	239-199	049-283-1331 内218 049-283-1289 049-283-3903	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	
	36 幸手市	市民生活部 くらし安全課	87 4240-XXX 4737			89	240-172	240-599	0480-43-1111 内172 0480-44-0257	〒340-0192 幸手市東4-6-8	
	37 鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課	74 4241-XXX 4738			78	241-271	241-399	049-271-1111 内371 049-271-1296 049-271-1190	〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	
	38 日高市	総務部 安心安全課	74 4242-XXXX 4739			79	242-2226	242-2999	042-989-2111 内2226 042-989-2115 042-989-2316	〒350-1292 日高市南平沢1020	
	39 吉川市	市民生活部 市民安全課	81 4243-XXX 4740			80	243-251	243-299	048-982-5111 内251 048-982-9471 048-981-6392	〒342-8501 吉川市吉川2-1-1	
	40 ふじみ野市	市民生活部 くらし安全課	88 4236-XXX 4733			89	236-334	236-299	049-261-2611 内334 049-261-3840	〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1	
	41 伊奈町	生活安全課	88 4301-XXXX 4741			89	310-2281	310-2199	048-721-2111 内2282 048-721-2136	〒362-8517 北足立郡伊奈町大字小室9493	
	42 三芳町	自治体課	*8 4324-XXX 4744			89	324-265	324-299	049-258-0019 内265 049-258-0019 049-274-1053	〒354-8555 入間郡三芳町藤久保1100-1	
	43 毛呂山町	総務課	88 4326-XXX 4745			89	326-317	326-299	049-295-2112 内317 049-295-2122 049-295-0771	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央2-1	
	44 越生町	総務課	78 4527-XXX 4746			79	327-214	327-298	049-292-3121 内214 049-292-5400	〒350-0494 入間郡越生町大字越生900-2	
	45 滑川町	総務部総務課	97 4341-XXX 4748			99	341-126	341-499	0493-56-2211 内126 0493-56-6912 0493-56-2448	〒355-8585 比企郡滑川町大字福田750-1	

県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

区分	名称	担当課	地上系			衛星系		内線		住所
			発信 特番	庁内電話 地上電話	地上FAX	発信 特番	庁内電話	衛星FAX	代表電話 直通電話 F A X	
46	嵐山町	総務課	84	4342-XXXX 4749		85	342-211	342-299	0493-62-2150 内216 0493-62-2150 0493-62-5936	〒355-0211 比企郡嵐山町杉山1030-1
			89	4343-XXXX 4750		89	343-352	343-299	0493-72-1221 内352 0493-74-2920	〒355-0392 比企郡小川町大字大塚55
			*12	4346-XXXX 4753		*12	346-173	赤西 2 346-99	049-297-1811 内173 049-297-6058	〒350-0192 比企郡川島町大字平沼1175
			93	4347-XXXX 4754		94	347-216	347-399	0493-54-1511 内216 0493-54-4200	〒355-0192 比企郡吉見町大字下細谷411
			60	4348-XXXX 4755		69	348-211	348-299	049-296-1211 内211 049-296-1214 049-296-2594	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸184-16
			89	4349-XXXX 4752		89	345-223	345-299	0493-65-1521 内223 0493-65-3631	〒355-0395 比企郡ときがわ町玉川2490
47	榑瀬町	総務課	98	4361-XXXX 4756		99	361-222	361-299	0494-25-0111 内222 0494-25-0111 0494-23-9349	〒368-0072 秩父郡榑瀬町大字榑瀬4545
			89	4362-XXXX 4757		89	362-201	362-299	0494-62-1230 内201 0494-62-2791	〒369-1492 秩父郡皆野町皆野1420-1
48	兵衛町	総務課	78	4363-XXXX 4758		79	363-212	363-299	0494-66-3111 内212 0494-69-1110 0494-66-0694	〒369-1392 秩父郡長瀬町本野上1035-1
			78	4365-XXXX 4760		79	365-324	365-317	0494-75-1221 内324 0494-75-4170 0494-75-2819	〒368-0105 秩父郡小籠野町大字小籠野89
49	東秩父村	総務課	87	4369-XXXX 4764		89	369-151	369-199	0493-82-1221 内151 0493-82-1226 0493-82-1562	〒355-0393 秩父郡東秩父村大字御堂634
			97	4381-XX 4765		99	381-16	381-87	0495-76-1111 内23 0495-76-0909	〒367-0194 児玉郡美里町大字木都323-1
50	神川町	環境防災課	*8	4383-XXXX 4767		*99	383-261	赤西 9 383-299	0495-77-2111 内261 0495-77-0779 0495-77-3916	〒367-0292 児玉郡神川町大字権竹909
			81	4385-XXXX 4769		80	385-3222	385-4901	0495-35-1221 内3231 0495-35-1234 0495-33-2429	〒369-0392 児玉郡上里町大字七本木982
51	寄居町	総務課	88	4408-XXXX 4776		89	408-311	408-399	048-581-2121 内311 048-581-2126 048-581-5100	〒369-1292 大里郡寄居町寄居1160-1

H21630



県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表（県現地災害対策本部及び支部）

H21630

区分	名称	担当課	地上系			衛星系			代表電話 直通電話 F A X	内線	住所
			発信 特番	市内電話 地上電話	地上FAX	発信 特番	市内電話	衛星FAX			
市	61 騎西町	町民生活課	73	4421-XXX 4777		74	421-123	421-299	0480-73-1111 内123 0480-73-5501	〒347-0192 北埼玉郡騎西町大字騎西36-1	
	62 北川辺町	総務課	88	4424-XX 4780		89	424-55	424-69	0280-62-2111 内55 0280-61-1200 0280-62-3464	〒349-1292 北埼玉郡北川辺町大字東倉1481-1	
	63 大利根町	総務課	71	4425-XXX 4781		70	425-208	425-298	0480-72-1111 内208 0480-72-1111 0480-72-6185	〒349-1193 北埼玉郡大利根町大字北下野井1679-1	
	64 宮代町	町民生活課	13	4442-487-486 4782		16	442-276	442-299	0480-34-1111 内276 0480-34-1093	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	
	65 白岡町	町民活動推進課	74	4445-XXX 4783		89	445-355	445-399	0480-92-1111 内355 0480-92-9096	〒349-0292 南埼玉郡白岡町大字千駄野432	
町	66 菫蒲町	総合政策課	*1	4446-XXX 4784		66	446-217	446-299	0480-85-1111 内217 0480-85-1806	〒346-0192 南埼玉郡菫蒲町大字新堀38	
	67 栗橋町	総務課	42	4461-XXX 4785		40	461-324	461-299	0480-53-1111 内324 0480-52-6027	〒349-1192 北葛飾郡栗橋町間鐘251-1	
	68 鷲宮町	総務課	8*	4462-XXX 4786		82	462-335	462-249	0480-58-1111 内335 0480-58-2020	〒340-0295 北葛飾郡鷲宮町鷲宮6-1-1	
	69 杉戸町	住民参加推進課	87	4464-XXX 4787		89	464-284	464-298	0480-33-1111 内284 0480-33-1599 0480-33-4550	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	
	70 松伏町	総務課	88	4465-XXX 4788		89	465-295	465-399	048-991-2711 内295 048-991-1895 048-991-7681	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏2424	
局	秩父市大滝 総合支所	総務部 危機管理課				89	367-21	367-98			
	秩父市荒川 総合支所										
	秩父市吉田 総合支所										
川口市 第2庁舎	総務部 災害対策室						244-01				

県内消防本部一覽表

H21111

区分	名称	担当課	地上系		衛星系			電話番号 FAX番号	住所
			地上電話	地上FAX	発信 特番	庁内電話	衛星FAX		
消防 本部 局 1 / 3	1 さいたま市消防局	指令センター	4801		89	704-5521	704-5899	048-833-1231 さいたま市浦和区常盤6-1-28	
	2 川口市消防本部	指令センター	4802		99	703-219	703-499	048-261-7351 川口市芝下2-1-1	
	3 行田市消防本部	指令室	4803		99	706-299	発信9 706-299	048-556-0011 行田市大字長野4389-1	
	4 所沢市消防本部	指令課	4804		79	708-255	708-399	04-2929-9119 所沢市けやき台1-13-11	
	5 春日部市消防本部	指令課	4806		79	714-4549	714-4599	048-738-3111 春日部市谷崎新田2097-1	
	6 狭山市消防本部	通信指令課	4807		79	715-512	715-599	04-2953-7111 狭山市大字上原1172	
	7 羽生市消防本部	指令室	4808		899	716-296	発信9 716-299	048-565-1919 羽生市大字藤井下組990-1	
	8 深谷市消防本部	指令課	4837		4	764-300	764-269	048-571-0119 深谷市上敷858	
	9 上尾市消防本部	指令課	4809		59	719-241	719-369	048-775-1311 上尾市大字上尾村537	
	10 草加市消防本部	消防防災課 情報指令係	4810		799	721-290	発信9 721-299	048-924-0966 草加市神姫2-2-2	
	11 越谷市消防本部	指令課	4811		79	722-3397	722-299	048-974-0101 越谷市大澤2-10-15	
	12 蕨市消防本部	通信指令室	4812		49	723-100	723-399	048-441-0119 蕨市錦理5-1-22	

県内消防本部一覽表

H21.11.1

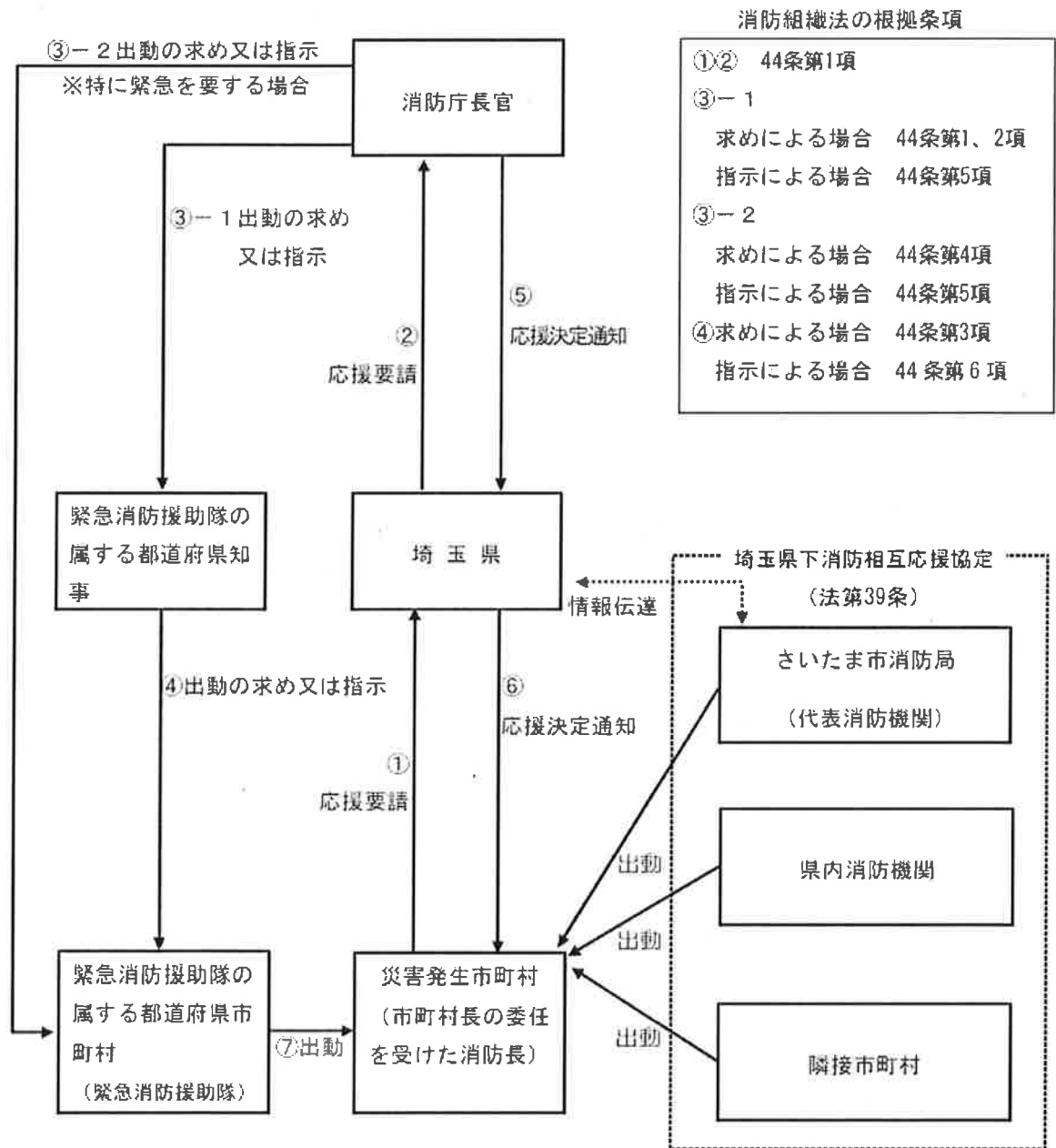
区分	名称	担当課	地上系		衛星系		電 話 番 号 F A X 番 号	住 所
			地上電話	地上FAX	発信 特番	市内電話		
消 防 本 部 局 2 / 3	13 戸田市消防本部	警防課 通信指令担当		4813	79	724-490	048-420-2119 048-443-6656	〒335-0021 戸田市新菅1875-1
	14 入間市消防本部	消防課 警防担当		4814	68	725-251	04-2962-7255 04-2966-2741	〒358-0026 入間市大字小谷田581
	15 鳩ヶ谷市消防本部	指令室		4815	799	726-290	発信9 726-299	〒334-0003 鳩ヶ谷市坂下町4-3-14
	16 八潮市消防本部	通信指令室		4816	88	727-22	727-39	〒340-0816 八潮市中央1-2-4
	17 三郷市消防本部	指令課		4817	62	728-306	728-298	〒341-0026 三郷市幸房1155
	18 蓮田市消防本部	指令係		4818	9	729-100	729-299	〒349-0133 蓮田市大字関戸178-1
	19 幸手市消防本部	指令担当		4819	-		発信9 730-299	〒340-0114 幸手市東4-5-10
	20 伊奈町消防本部	指令担当		4820	669	734-299	発信9 734-299	〒362-0806 北足立郡伊奈町大字小室4885
	21 白岡町消防本部	警防係		4821	89	737-240	737-299	〒349-0214 南埼玉郡白岡町寺塚162-1
	22 杉戸町消防本部	指令担当		4822	89	738-35	738-53	〒345-0024 北埼玉郡杉戸町堤根4750-1
	23 霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部	指令統括課		4839	68	766-297	766-297	〒351-0023 朝霞市湊沼1-2-27
	24 久喜地区消防組合消防本部	通信指令室		4825	9	752-356	752-299	〒346-0021 久喜市大字上早見396

県内消防本部一覽表

H21.11.1

区分	名称	担当課	地上系		衛星系		電話番号 FAX番号	住所
			地上電話	地上FAX	発信特番	庁内電話		
消防本部局 3 / 3	25 私立広域市町村 圏組合秋父消防 本部	指令課		4826	89	753-412	0494-21-0119 0494-21-0124	〒368-0021 秋父市下宮地町10-25
	26 入間東部地区消 防組合消防本部	指令課		4827	89	754-119	049-261-6000 049-262-2633	〒356-0052 ふじみ野市苗間1-13-28
	27 吉川松伏消防総 合消防本部	指揮指令課		4828	89	755-119	048-982-3931 048-981-7150	〒342-0016 吉川市大字会野谷481
	28 児玉郡市広域消 防本部 南分署	指令課		4829	79	756-292	0495-24-1119 0495-21-4992	〒367-0035 木庄市大字西菟田441-1
	29 熊谷市消防本部	指令課		4830	89	757-1301	048-501-0116 048-526-9003	〒360-0811 熊谷市原島675-1
	30 坂戸・鶴ヶ島消防 組合消防本部	指令課		4831	9	759-100	049-281-3119 049-284-9900	〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16
	31 比企広域消防本 部	指令課		4832	799	758-290	共通9 758-299	〒355-0073 東松山市大字上野木1300-1
	32 川越地区消防局	指揮統制課		4833	79	760-270	049-222-0700 049-225-2564	〒350-0823 川越市神明町48-4
	33 加須地区消防総 合消防本部	通信指令		4834	9	761-299	0480-61-1012 0480-61-0242	〒347-0068 加須市大門19-62
	34 埼玉県央広域消 防本部	指令課		4835	89	762-403	048-597-3301 048-597-3715	〒365-0062 鴻巣市箕田1638-1
	35 西入間広域消防 組合消防本部	通信指令担当		4836	79	763-270	049-295-0119 049-295-0169	〒350-0441 入間郡毛呂山町大字岩井2451
	36 埼玉西部広域消 防本部	指令課		4838	98	765-401	042-974-7242 042-974-7269	〒357-0015 飯能市大字小久保291

緊急消防援助隊応援要請系統図



# 埼玉県 吉川松伏消防組合消防計画

主管課 吉川松伏消防組合消防本部 総務課管理係

平成 8年4月 初版

平成 14年4月 改訂

平成 16年4月 改訂

平成 23年3月 改訂

〒342-0016

埼玉県吉川市大字会野谷481番地

吉川松伏消防組合消防本部

TEL 048-982-3931

FAX 048-981-7150